

令和3年第3回糸魚川市議会定例会会議録第6号

令和3年9月22日（水曜日）

議事日程第6号

令和3年9月22日（水曜日）

〈午前10時00分開議〉

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 コンプライアンス調査推進について
- 日程第4 議案第71号から同第73号まで、同第83号、陳情第4号、発議第9号及び同第10号
- 日程第5 議案第74号及び同第75号
- 日程第6 議案第76号、同第78号及び同第79号
- 日程第7 議案第77号及び同第84号
- 日程第8 議案第59号から同第70号まで
- 日程第9 議案第85号
- 日程第10 発議第6号
- 日程第11 発議第7号
- 日程第12 発議第8号
- 日程第13 議員派遣について
- 日程第14 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 コンプライアンス調査推進について
- 日程第4 議案第71号から同第73号まで、同第83号、陳情第4号、発議第9号及び同第10号
- 日程第5 議案第74号及び同第75号
- 日程第6 議案第76号、同第78号及び同第79号
- 日程第7 議案第77号及び同第84号
- 日程第8 議案第59号から同第70号まで
- 日程第9 議案第85号
- 日程第10 発議第6号

- 日程第11 発議第7号  
 日程第12 発議第8号  
 日程第13 議員派遣について  
 日程第14 閉会中の継続調査について

〈応招議員〉 18名

〈出席議員〉 18名

1番	利根川	正君	2番	阿部	裕和君
3番	横山	人美君	4番	新保	峰孝君
5番	松尾	徹郎君	6番	伊藤	麗君
7番	田原	洋子君	8番	渡辺	栄一君
9番	加藤	康太郎君	10番	東野	恭行君
11番	保坂	悟君	12番	田中	立一君
13番	和泉	克彦君	14番	宮島	宏君
15番	中村	実君	16番	近藤	新二君
17番	古畑	浩一君	18番	田原	実君

〈欠席議員〉 0名

〈説明のため出席した者の職氏名〉

市長	米田	徹君	副市長	井川	賢一君
総務部長	五十嵐	久英君	市民部長	渡辺	成剛君
産業部長	斉藤	喜代志君	総務課長	渡辺	忍君
企画定住課長	渡辺	孝志君	財政課長	山口	和美君
能生事務所長	高野	一夫君	青海事務所長	猪股	和之君
市民課長	川合	三喜八君	環境生活課長	猪又	悦朗君
福祉事務所長	嶋田	猛君	健康増進課長	池田	隆君
商工観光課長	大嶋	利幸君	農林水産課長	木島	美和子君
建設課長	斉藤	浩君	都市政策課長	五十嵐	博文君
会計課長	嵐口	守君	ガス水道局長	樋口	昭人君
会計管理者兼務			教育長	靄本	修一君
消防長	小林	正広君	教育委員会こども課長	磯野	豊君
教育次長	磯野	茂君			

教育委員会こども教育課長	富 永 浩 文 君	教育委員会生涯学習課長 中央公民館長兼務 市民図書館長兼務	穂 莉 真 君
教育委員会文化振興課長 市民会館長兼務	伊 藤 章 一 郎 君	監査委員事務局長	山 川 直 樹 君

〈事務局出席職員〉

局 長	松 木 靖 君	次 長	松 村 伸 一 君
主 査	川 原 卓 巳 君		

〈午前10時00分開議〉

○議長（松尾徹郎君）

おはようございます。  
これより本日の会議を開きます。  
欠席通告議員はありません。  
定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（松尾徹郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員には、4番、新保峰孝議員、14番、宮島 宏議員を指名いたします。  
次の日程に入ります前に、休会中、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

古畑浩一議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑委員長。〔17番 古畑浩一君登壇〕

○17番（古畑浩一君）

おはようございます。  
昨日9月21日に、議会運営委員会が開催されておりますので、その経過と結果につきまして、ご報告申し上げます。  
まず、本日提出されました追加議案についてご説明申し上げます。  
議案第85号、監査委員の選任につきましては、委員会の付託を省略し、即決にてご審議いただくこととしております。

次に、委員長報告につきましては、建設産業及び市民厚生各常任委員長から休会中の所管事項調査についての経過を、また、コンプライアンス調査推進特別委員長より中間報告を行いたい旨の申出がありますことから、本日の日程事項とすることとしております。

次に、議員発議につきましては、発議第6号、出産育児一時金の増額を求める意見書、発議第7号、豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書、発議第8号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書が、所定の手続を経て、提出されております。

また、総務文教常任委員会に付託となっておりました陳情第4号が採択されましたことから、私立高校（私学助成）の増額を求める意見書が、それぞれ発議第9号及び同第10号として、所定の手続を経て、提出されております。

これらを本日の日程事項とし、委員会付託を省略し、即決にてご審議いただきたくことについて、委員会の意見の一致を見ております。

次に、議会運営についてであります。議席の配置について、発言席に設置しましたアクリル板に議員の顔が映りこむことについて、議会中継の画像にも影響することから、新型コロナウイルス感染症が終息するまで、一時的に17番の席を議長席に向かって右から3番目として席を移動させるよう、先例申合せの改正を行ったところであります。

次に、音響設備の改修については、6月議会において、カメラ設置の更新費用も合わせ1,900万円の予算による改修が予定されておりましたが、議場の各座席のマイク設置費、1,476万円を必要なしとし、今回は聞きやすい環境にするためのスピーカーの設置方式について、協議いたしました。

本会議場にて、音響の専門家により3種類のスピーカーを用意していただき、聞き比べ、音の違いを確認いたしました。

現地での実証審査では、基本的に今まで使用している音響機器を用いてスピーカーシステムのみを変更し、音質や音の広がりを確認する中で、価格・音質において、床置きタイプを4隅に設置する案を進めることと、カメラの改修では、能生CATVと映像データの活用方法について、利便性向上と経費の削減を図るため、継続して審査することとしております。

このほか本市議会議員研修会について、昨年中止となりました法政大学、土山教授を講師に迎え、来年1月28日に開催することで決しております。

ほかにも議論が交わされておりますが、特段報告することはございません。

以上で、議会運営委員会報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり進めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり進めることに決しました。

日程第2．所管事項調査について

○議長（松尾徹郎君）

日程第2、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については休会中、建設産業常任委員会及び市民厚生常任委員会が開かれ、調査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

田原 実建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原委員長。〔18番 田原 実君登壇〕

○18番（田原 実君）

おはようございます。

建設産業常任委員会では、9月9日に所管事項調査を行っておりますので、その主な内容についてご報告させていただきます。

調査項目は、観光の振興について、糸魚川産業創造プラットフォームについて、サテライトオフィス整備事業について、えちごトキめき鉄道の運営について、大糸線の利用促進について、水道加入金の改定について、下水道使用料の改定についての7項目であります。

まず、観光の振興については、担当課より、令和2年度版糸魚川市観光統計を資料に観光の現状について、また、ジオパーク活動の取組状況と効果について、それぞれ説明があり、闊達に質疑が交わされておりますので、主なものをご報告申し上げます。

委員より、アフターコロナに向けての観光キャンペーンについて質疑があり、担当課より、糸魚川の豊かな自然は、全国の中でも非常に有利な部分と考えており、これまでの誘客活動の効果検証をしながら、全国に向けて糸魚川ならではの体験メニュー等を発信していきたいと答弁がありました。

委員より、今年の夏の傾向としてキャンプ場の需要が多く、さらなる誘客が見込めるが、市の対応は、との質疑があり、市長より、キャンプ場が非常に注目を浴びているが、設備の整ったところが好評なことから、市としても、ある程度の整備をしていく必要があると考えていると答弁がありました。

委員より、釣り客の漁港への侵入と対策について質疑があり、担当課より、管轄する新潟県と地元等を含めて、ルールづくりを進めたいと答弁がありました。

また、複数の委員より、ジオパークと観光の振興について、教育旅行をターゲットとする戦略に

ついて、石のまち糸魚川について質疑があり、市長より、以前よりジオパーク活動において、学ぶ観光という形で全国修学旅行協会へ働きかけを続け、成果を出してきた。アフターコロナにおいては、以前とは状況が大きく変わったことを踏まえて、危機感を持って誘客の案内をしていきたいと答弁がありました。

次に、糸魚川産業創造プラットフォームについては、担当課より、糸魚川産業創造プラットフォームの概要について、市の支援状況について、それぞれ説明があり、質疑が交わされております。

委員より、プラットフォームの目的や効果について質疑があり、担当課より、糸魚川市内の産業の課題解決に向けて設立された組織で、例えば人材確保などにも取り組む。人口減少が進む中、十分な資産や資源を持たない市内の中小企業が、大きな企業のように個社で何かを解決することは難しく、生産性と競争力が下がることが予想される。その中で、各企業が持つ特異なノウハウをシェアし、結びつける土台をつくるのがプラットフォームという考えだ。その連携から新たに市内の経済領域が誕生するということが最大の目標になっていると答弁がありました。

市長より、産業創造プラットフォームは自立心が高い組織ではあるが、スタート時には資金が必要なことから行政も参加した。市の発注する業務でも、産業創造プラットフォームをベースに、市内企業の持つ能力をさらにステップアップすることを目指すとの答弁がありました。

委員より、人材確保については、糸魚川の求人倍率1.9以上の現状への対応は、官民一体で進めてもらいたいとの意見がありました。

ほかにも複数の委員より質疑がありましたが、割愛します。

次に、サテライトオフィス整備事業については、担当課より、現在進行中の美山多目的集会施設を改修する設計のイメージについて説明があり、質疑が交わされておりますので、主なものをご報告します。

委員より、供用開始時期と運営計画の提示について質疑があり、担当課より、完成時期は今年度末、運営計画の提示は施設使用料を検討し、3月議会で条例改正の審議をお願いしたいと答弁がありました。

委員より、利用料が、有料と無料のスペースについて質疑があり、ワークダイニング、オフィスなど、管理とセキュリティが整ったところを有料とし、一般の方も立入りできるWi-Fiを設置したスペースをフリーとすると答弁がありました。

また委員より、利用者をお年寄りまでと考えているとのことだが、床に段差を設けた設計は、いかがかとの質疑に対し、担当課より、あえて段をつけてエリアを区分するという設計者の考えであり、デザインとして特色を出していきたい考えもあるので、引き続き調整をさせていただきたいと答弁がありました。

そのほかにも質疑がありましたが、割愛いたします。

次に、えちごトキめき鉄道の運営については、鉄道会社の概要、沿革、経営状況について、担当課より説明があり、質疑が交わされていますので、その中の主なものをご報告します。

説明の主なものとして、鉄道会社の収入は、旅客収入が新型コロナウイルスの影響で計画より減収となっているものの、線路使用料や運輸雑収が、計画額よりも増収となっている。

一方、支出は、全項目で計画を上回り、当初は開業から令和2年度末まで約27億円のマイナスと見込んでいた純利益は、およそ109億円のマイナスと大幅に増えている。

また、資金については、運賃値上げによる増収を見込んでいたが、新型コロナウイルスの影響による輸送人員の大幅な減少が続き、昨年度末での資金残は約15億円と、計画に対して25億円のマイナスとなっている。現在調査を進めている変電所設備の更新により、多額の支出が必要となることも想定される。この切迫した経営状況を脱却し、事業存続が可能な経営体制を確立するため当面必要となる支援とその規模、抜本的な経営改善策について、えちごトキめき鉄道株式会社、県、沿線市で協議を急いでいると説明されました。

委員より、何か仕掛けていかないと、このままずるずるという感じになってしまう。市役所には職員が500名いる。糸魚川市役所もシンクタンクという立場で発想すべきではないかとの意見が出され、市長より、県を中心に上越三市で取り組んでいるが、えちごトキめき鉄道もいろいろなアイデアを出して取り組んでいるものの、なかなか実績に結びついていないのが現状であり、経営状況は、非常に難しい現状となっていると答弁がありました。

委員より、収入となる貨物列車の使用料を上げることはできないのかとの質疑があり、担当課より、今のスキームは国が決めた制度で、えちごトキめき鉄道がJRに交渉すれば何とかなるというレベルではなく、霞ヶ関とか政治的な力をお借りしたい。県も、知事が何回となく中央に行っているが、国が決めたルールであることをご理解いただきたいと答弁がありました。

市長からは、収益性も悪い路線を足腰の弱い市町村に渡して、後は知らないというわけにはいかないと思う。公共性の強いJR貨物を走らせ、一方では、電車をディーゼルに変えて経営のスリム化をしてきたが、こういう状況が起きている。人口が多いところと同じ経営はできないので、上越三市で県に呼びかけたり、国に要望していきたいと答弁がありました。

次に、大糸線の利用促進については、担当課より、大糸線活性化協議会において、観光利用の強化を軸に活動に取り組んでおり、その活動状況である金沢駅や大阪駅での観光PRイベントや、こども車掌体験などの企画列車、観光モデルツアー、通勤・通学定期券の購入費助成等について説明があり、関連に質疑が交わされていますので、主なものをご報告します。

委員より、えちごトキめき鉄道リゾート列車雪月花の乗り入れや、イベント企画列車など観光面の活用についての質疑があり、担当課より、沿線住民が実施したハロウィン列車の紹介と、今後も沿線住民や団体と連携し、取り組んでいく旨の答弁がありました。

委員より、金沢や大阪からの誘客イベントについて質疑があり、担当課より、大糸線沿線自治体のキャラクターを使い、それぞれの名所と大糸線のローカル色を打ち出した大糸線利用の観光PRをしてきたと答弁がありました。

委員より、松本方面からの誘客でビジネスチャンスをつくり、姉妹都市の塩尻市からも糸魚川へ来てもらえるパイプを太くとの意見に対し、市長より、糸魚川の強みである海の魅力を示していきたい。マリンドリーム、カニというのが売りだろうと思っており、海産物の魅力発信をしていく。そこに絞り込んでいくべきと思うと答弁がありました。

次に、水道加入金の改定については、担当課より、水道料金の改定に合わせて水道加入金の改定を予定しているが、今後、基幹的な水道施設の拡張事業の予定がなく、加入金制度の意義もなくなっているため段階的に廃止し、全区域統一としたい。12月議会に水道料金と併せて条例改正案を提案したいと説明がありました。

委員より、加入金を廃止しても経営に問題がないのであれば、廃止は段階的でなくともよいので

はないかとの質疑に対して、担当課より、今年、あるいはこれから家を建てる予定の人が改定を知っていれば、もう少し工期を調整していたということも含めて、全体の中で緩やかな調整を案として上げさせていただいたと答弁がありました。

委員より、区域でこんなにも金額が違うのであれば、家を建てる人のためにも早く廃止したほうがいいと意見がありました。

次に、下水道使用料の改定については、担当課より、改定の経緯と下水道事業全体で、毎年10億円を超える一般会計繰入金に頼っている実状について、また、国の補助金の交付を受けるため、少なくとも5年に一度は使用料の改定の検証を行う義務づけにより、今回、下水道使用料の改定をしたいと趣旨説明があり、続けて詳細の説明がありました。

委員より、5年前に決めた使用料改定の経緯について質疑があり、担当課より、平成28年の8月の所管事項調査にて説明し、12月議会で条例改正案を提出し、平成29年度から少額改定を実施した。今回の少額改定については、財政課とも協議する中、上げる分は上げるが、不足する分は一般会計から繰り入れる形で、庁内で集約させていただいたと説明がありました。

これに対して、委員より、来年度から5年間、またその次も、また微増であるが上がっていくのかとの質疑があり、担当課より、当面、少額改定を続けていかなければならないと思うとの答弁がありました。

委員より、下水道使用料の改定を市民から理解していただくには、細かい資料は、かえって分かりづらい。いかに理解していただくか、その工夫が必要との意見が出されました。

そのほかにも質疑・意見等がありましたが、報告は割愛させていただきます。

以上で、建設産業常任委員会の所管事項調査報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、田中立一市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中委員長。〔12番 田中立一君登壇〕

○12番（田中立一君）

おはようございます。



市民厚生常任委員会では、9月10日に所管事項調査を行っておりますので、その主な内容について、ご報告させていただきます。

調査項目は、新型コロナウイルス感染症対策についてと、地域医療構想における重点支援区域の申請についての2点であります。

新型コロナウイルス感染症対策については、担当課より、新型コロナウイルス感染症の市内発生状況について、6月12日の20例目から9月5日までの間に28例の発生があり、子供や若年層の感染が目立つ傾向がある。高齢者の感染が少なくなったのは、ワクチン接種が進んだことによるものと分析しているとの説明がありました。

続いて、新型コロナウイルスワクチン推進室から、接種状況について、12歳以上の対象人口は約3万8,000人で、接種割合を90%とした場合の接種回数見込みは6万8,400回となり、1つの目安としている。接種券は、8月10日に12歳以上の方への発送を終え、8月以降に12歳の誕生日を迎えた方には、翌月に発送していく。ワクチン接種が可能な医療機関は、計17医療機関であり、接種実績は9月6日時点で、65歳以上は90%以上の方が2回目の接種を終えており、12歳から64歳は1回目54.6%、2回目37.7%であり、合計では1回目71.4%、2回目61.4%と国の平均より10%ほど進んでいる。ワクチンは、10月までに6万8,505回分供給される予定で、接種見込み数の目安となっている6万8,400回を上回る。集団接種は、糸魚川総合病院は10月8日、能生生涯学習センターは10月20日で終了し、以降は開業医の方で接種していただく。モデルナ社のワクチンによる接種枠も糸魚川総合病院で確保し、職域接種や県の大規模接種を合わせると接種体制の準備はできており、11月には希望者の接種を完了する見込みであるとの説明がありました。

委員より、8月に子供の感染が増えていることや感染拡大に対する対応についての質疑があり、夏休みということで帰省など、人の移動による感染拡大と捉えている。現在の状況は少し落ち着いたと思えるが、デルタ株は感染力が強く、油断はできないと捉え、今後も引き続き感染防止対策を呼びかけていきたい。県の保健所が中心となり、家族内での感染や入院などへの対応をしているが、市としても新型コロナウイルス対策本部会議等でも議論して、備えを取っていきたいと答弁がありました。

また、感染者の療養先についての質疑があり、宿泊療養施設は、上越エリアに1か所確保されている。8月に感染事例が多くなったことから県の公表の仕方が変わり、療養方法は公表しなくなったとの答弁がありました。

福祉施設における感染症への対応についての質疑があり、介護事業所で実際に感染が確認されているが、保健所と連携を図り、事業所やケアマネジャーと情報を共有し、介護サービスの利用休止や代替サービスの提供などで対応している。サービス提供の継続と感染防止対策の両面に対応しなければならないので、市としても協力できる部分で支援していく。仮に介護施設の職員同士で感染が広がり、サービスを休止せざるを得ない場合には、県が登録事業所を募り、ネットワークによる応援体制を整えており、制度を活用しながら万々に備えたいとの答弁がありました。

このほか若干の質疑がありましたが、報告は割愛させていただきます。

次に、地域医療構想における重点支援区域の申請については、担当課より、新潟県が地域医療構想における上越構想区域を重点支援区域として国の選定を受けるため、病院関係者、自治体に対

し、その同意を求めており、地域医療体制の見直しが喫緊の課題となっている地域に対し、国の技術的な助言や財政的な支援を受ける中で地域医療再編の議論を進めようとするものである。国の選定を受けても、地域医療の再編や病床数の削減などの決定は、構想区域内の関係者の協議により決定することとされている。申請する構想区域は、当市を含む上越構想区域とし、申請理由は、人工透析医療体制の確保が課題となっているなど、医療再編を見据えた体制構築が急がれていることと、区域内には公立・公的病院が多く、設置主体が多様であり、糸魚川総合病院など県外の大学との関連性が強い医療機関も多く、国の後押しが必要であることである。9月中旬以降に県が国に申請をするが、現在は病院関係者や構成自治体に同意を求めている段階で、市としては、限りある医療資源を有効に活用し、将来の糸魚川市や上越圏域の持続可能な医療体制を議論するスタートとなることから、同意したいとの説明がありました。

委員より、重点支援区域に選定されることにより、糸魚川の医療体制の内容が充実されるように改善されるのかとの質疑があり、担当課からは、今後、医療需要が減る中、医療需要に合わせた医療機能を上越圏域でどう維持確保するかが議論の中心になる。医師の働き方改革や看護師の確保が十分にできない状況も踏まえ、上越圏域の医療体制を議論するスタートと考えている。

また、糸魚川総合病院は市内唯一の基幹病院であり、救急医療、人工透析、産婦人科といった最低限の機能は維持し、できれば、さらに向上していければいいと考えていると答弁がありました。

委員より、重点支援区域の申請は、糸魚川市の立場から合理化だけでなく、充実という点にも力を入れてもらえるのかとの質疑に、県は、国の力を借りて地域の医療資源を確保していきたいということで、重点支援区域への申請について同意を求めていると捉えている。糸魚川のレベルを下げ、上越に全部集中させるということではないと捉えているし、糸魚川の地域医療をなくさないように、市が中心となってやっていかななくてはいけないと思っていると答弁がありました。

委員より、市は今までどおり医師を確保する、増やすという姿勢を崩さないでもらいたいという意見があり、糸魚川は非常に難しいところで、新潟県でありながら、ほぼ90%以上富山大学から医師を派遣していただいている。新潟市から離れていて新潟大学から医師がくる環境が難しいという地域的課題もある。課題解決に向けて糸魚川総合病院と連携を取り、厚生連とも情報交換しながら、糸魚川から厚生連が引き上げないように取り組んでいきたいと答弁がありました。

このほか若干の質疑はありましたが、報告は割愛させていただきます。

以上で、市民厚生常任委員会の所管事項調査についての報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

### 日程第3．コンプライアンス調査推進について

#### ○議長（松尾徹郎君）

日程第3、コンプライアンス調査推進特別委員会についてを議題といたします。

コンプライアンス調査推進特別委員会に付託中の本件について、委員長から中間報告を行いたい旨の申出がありますので、これを許します。

保坂 悟コンプライアンス調査推進特別委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（松尾徹郎君）

保坂委員長。〔11番 保坂 悟君登壇〕

#### ○11番（保坂 悟君）

おはようございます。

コンプライアンス調査推進特別委員会の中間報告をいたします。

当委員会は、令和3年第3回市議会定例会最終日の7月1日に設置され、付議事件は、不正入札の防止等について、公務員と選挙の関わり方について（特別職、議員を含む）について、不正防止に向けた取組についての3項目であります。

去る7月21日と9月8日に委員会を開催し、また、8月18日に市外調査を行っております。この期間に、副市長の辞職と糸魚川市の官製談合事件の裁判（初公判）とその判決が出ておりますので、この2点についてご報告いたします。

まず、付議事件の1番目、不正入札の防止等についてであります。

市外調査として、市職員の犯行動機と建設業者との関係を確認するため、糸魚川市の官製談合事件の裁判（初公判）の傍聴を行っております。正副委員長で傍聴した内容を要約し、疑問点や問題点をまとめ、9月8日の委員会において集約を行っておりますので、ご報告いたします。

なお、裁判の中で、2人の被告人から、官製談合と業者間談合の防止に協力していきたい旨の証言があったことから、今後、委員会において調査方針を協議していくこととしております。

それでは、委員会で集約した市外調査について、ご報告いたします。

調査①市職員（久保田）の動機について。

1、市職員（久保田）の犯行動機と背景について。

押上新駅のトイレ工事は、市の重要なプロジェクトの工事で注目があり、不調になると開業日間に合わなくなるので、業務を円滑にするため不調にはしたくなかった。また、設計額が相場より厳しめで、開業に間に合わないと担当の責任が問われると考えた。

2、犯行の方法（流れ）について。

令和2年11月19日、工事予定価格1,917万円、最低価格1,746万円に決定。

令和2年11月20日、古川から久保田に電話で工事内容を聞く。

令和2年11月24日、公告後、予定価格が出たら話すことにする。

13時39分、パソコンでアクセスして確認後、営業係長にLINEで価格を知らせる。営業係長は、聞いた価格を古川の机の上に置く。

令和2年11月25日、古川は1,917万円に対して1,900万円を記載し、他の建設会社3社（数社）に、1,900万円より安くしないように連絡する。猪又建設のほか1社が、1,980万円で応札している。

3、犯行の問題点・疑問点について。

1つ、業者への偏りや特定はない。猪又建設以外の会社への情報漏えいがある。

2つ、今回の犯行が初めてではない。官製談合の余罪がある。

3つ、情報漏えいの対価は特にない。捜査でも一切出ていない。開業日に間に合わせることへのプレッシャーと担当者としての評価への恐れがある。

一方、厳しく見ると、見返りとして他の処遇や対応があったのかもしれない。

4つ、仲間はおらず、単独で犯行に及んでいる。管理責任について相談できる体制になっていないと言える。

一方、厳しく見ると対価はないが、別のメリットがあったかもしれない。

5つ、同僚にバレないように注意していた。罪の意識はあった。悪質と言える。

4、久保田の今後の意向について。

1つ、価格を教えなくて工事を進める他の方法については、当初から考えていなかった。今後、仕事を進める方法として、不調になってもしっかり対応をすれば、恐れることはなかったと考えている。また、上司に相談をすればよかったかもしれないと言っている。

2つ、現状のままだと官製談合を繰り返すと考えている。

そこで、市の第三者委員会等で機会があれば、幾つかの考えは持っているので、話をして改善に協力したいと述べている。

調査②営業部長（古川）の動機について。

1、古川の官製談合の犯行動機と背景について。

古川は、猪又建設営業部長として、前任者が辞めた十五、六年前から業務（談合も）を引き継いだ。久保田に予定価格を聞きかけは、平成30年の駅北大火の復興工事だった。補助金がつき、東京の会社による設計であった。糸魚川との価格差が予算の1割から1割5分低く、糸魚川の適正価格では無理だったので、久保田に価格を聞くようになった。平成22年に入札事前公表がなくなり、久保田は業者の偏りなく不調を恐れ、市内建設業者に価格を教えるようになっていた。

官製談合というリスクを負ってまでやった理由は、糸魚川の大火は全国的に注目された。糸魚川の旧町の会社で頑張らなくてはならないと思ってやった。営業の仕事で会社のため、業績を上げたかった。

2、犯行の問題点・疑問点について。

1つ、前任者が辞めて、営業と同時に談合も引き継いでいる。談合が常態化している。

2つ、久保田に価格を聞く前は、他の企業から教えてもらっていた。談合が定着している。

3つ、会社の積算では、予算と設計価格が合わない。東京の競争は激しい。大火の工事では糸魚川のために落札したいが、糸魚川の積算では落札できない価格であったので、久保田に聞いた。積算ソフトがあれば簡単に計算できると言われているが、猪又建設では無理だったということになる。

そもそも談合が定着しているのなら、積算ソフトは要らないことにもなる。

3、古川の今後の意向について。

1つ、供述で、本件以外のことを話しているかとの弁護士の質問に、談合関係は終わりにすべき。全てをリセットしたいと話をした。

2つ、談合はなくなるかとの弁護士の質問に、私のやったことを全ての人に知ってもらうこと。見せてあげたい。検察庁に談合をなくすことに協力したい。

3つ、市の談合について、長年やってきて、談合をなくす可能性はあるかとの検察の質問に、会社を辞めたので機会があれば、他の会社にも伝えて、教えていきたい。

4つ、捕まる前に価格を教えることや談合をすることは、やめることはできなかったのかとの検察の質問に、仕事ということで負けてしまった。

5つ、猪又建設の悪い状態を直す考えはあったかとの検察の質問に、前の人から受け継いで、いつかこうなると考えたが、脱することができなかった。

調査③久保田、古川の意見聴取について。

初公判の2人の意向を受けて、市の第三者委員会で話してもらうことが最善と思われるが、当委員会として、官製談合の再発防止のために委員会協議会を開催して、2人から談合の実態や、今後の対策のための意見聴取を行うことを正副委員長で考えている。

したがって、委員各位の意見や考えを確認したい。

なお、2人については執行猶予がつくことと、本人の了解を得ることが条件となるため、委員会の一存で直ちに協議会ができるものではないことを確認しておく。

調査項目（案）として。

①官製談合の防止方法について。

②企業間談合の防止方法について。

③入札不調の対策について。

④市外の業者の参入について。

以上が、集約した市外調査の内容で、委員会では、特に異議なく承認されております。

次に、付議事件の2番目、公務員と選挙の関わり方について（特別職、議員を含む）についてであります。

7月21日の当委員会において、藤田前副市長より辞任を決めたことが報告されました。理事者の地位利用という疑いについて結論は出ておりませんが、前副市長の辞任を受けて、9月8日に辞任までの経過の調査を行い、事実関係を確認しておりますので、ご報告いたします。

経過については、6月22日の古畑議員の一般質問に端を発し、29日には選挙管理委員会において、29日、30日には総務部において、それぞれ関係部課長から聞き取り調査が実施されている。また、7月20日には選挙管理委員会が告発の方針を決定し、8月11日に糸魚川警察署に告発状が提出された。

なお、前副市長は8月13日をもって辞職した。

前副市長の辞職理由については、7月21日の当委員会の冒頭において、「市長選挙における前副市長の不適切な言動により、市長、職員に迷惑をかけ、大変申し訳なく思っている。また、市民や議会の信頼を損ね、市政に混乱をもたらしたことに強く責任を感じている。そのような中、選挙

管理委員会の告発の決定を重く受け止め、副市長の職を続けることは、さらなる市政の混乱をもたらすと考え、このたびの責任を取り、副市長の職を辞することとした。」という発言をしている。

なお、委員会の調査の中で、藤田前副市長の退職手当は、糸魚川市特別職の職員の退職手当に関する条例に基づき、一時差し止めとなっているということが報告された。

辞任までの経過の調査の際に質疑がありましたので、主なものをご報告いたします。

委員より、市長が選挙状況を報告して、非常に厳しいと言ったことが発端で、この事件が起こっていることから、市長に頼まれていた場合はどうなるのかとの質問に、選挙管理委員会の立場として連座制の適用になるかという観点でご説明させていただくと、連座制について選挙運動を総括主宰した者、出納責任者、選挙区候補者等の父母、配偶者、子または兄弟で、その候補者に出納責任者、選挙の総括責任者と意思を通じて選挙運動をした者、候補者等の秘書で、候補者と出納責任者、総括主宰者と意思を通じて選挙運動をした者。これが、連座制の対象になるという形になっており、選挙管理委員会の立場として、藤田前副市長については、これらのものには該当していないので、連座制の適用はないものと考えていると答弁がありました。

委員より、副市長であっても選挙運動はできるが、地位を利用した選挙運動はできない。前例から見ても、地位を利用した選挙違反については、大変重い罪になっている。もし、市長から副市長への依頼であった場合には、市長も地位利用の依頼ということになり、藤田前副市長と同様の罪になるのかとの質問に、地位利用については、公務員という中に特別職も入るものと思うので、もし、そのような依頼があったということが実証されれば、地位利用に当たる可能性はあるものと考えていると答弁がありました。

このほかに若干の質疑がありましたが、割愛させていただきます。

以上で、コンプライアンス調査推進特別委員会の中間報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

再開を55分といたします。

〈午前10時45分休憩〉

〈午前10時55分開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第4．議案第71号から同第73号まで、同第83号、陳情第4号、発議第9号及び同第10号

○議長（松尾徹郎君）

日程第4、議案第71号から同第73号まで、同第83号、陳情第4号、発議第9号及び同第10号を一括議題といたします。

本案については休会中、総務文教常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

なお、関連して、発議第9号及び同第10号の説明を求めます。

東野恭行総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

東野委員長。〔10番 東野恭行君登壇〕

○10番（東野恭行君）

おはようございます。

本定例会で、当委員会に付託となりました関係部分については、9月13日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

審査の結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、議案については、原案可決であり、陳情第4号は、採択であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

議案第72号、損害賠償の額の決定及び和解については、委員より、再度、事故を起こさないために、行政のトップが肝に銘じてしっかりと指導していかなければならないという意見や、交通事故をなくすための運動の啓発や、事故の再発を恐れることで、業務自体に支障が出て困ることから、運転技術も上げていくように努力してほしいという意見がありました。

また、交通事故をなくす運動をしていることを具体的に見える形で、取り組んでもらいたいという意見に対して、交通ルールを守る意識の徹底と指導も大事であるが、運転技術などの問題もあるので、運転に不慣れな職員に対し、運転技術研修なども考えていきたいと答弁がありました。

次に、議案第73号、糸魚川市過疎地域持続的発展計画の策定については、委員より、令和7年の人口目標値が、既に令和3年の今の数値になっている。人口減少のペースは、計画当初よりも5年早く進んでいる。その分の計画の見直しをしないといけない。見直しをすると同時に、それに対応する目玉の施策が必要。具体策とその対応策は、どこで記されていくのかという質疑に対し、人口減少が計画より進んでいることは承知している。具体的な記載はないが、この計画の総論部分、政策の共通項目に記載している。人口が減少しているということは、公共施設の管理が非常

に大事になる。公共施設等の総合管理との整合も意識して、事業の方向性を各施策の分野ごとに必須で入るとというのが、前回までの計画とは違う点であるという答弁がありました。

次に、議案第83号、糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでは、委員より、今はまだ市のほうの調査も動いており、議会の委員会も動いているという中で、今後どのような展開になるのか分からない中で処分を行うと、これで全部終わりであるというイメージを与えてしまいかねないので明確にしてほしいという質疑に対し、この議案は、今回の官製談合事件の判決が出たことなどから減給を行いたいものであるが、今後、万が一、違う事件があれば、その時点で判断するという答弁がありました。

委員より、減給処分によって何が解決するのか。市長の責任がこれで終わるのか。今回の減給処分だけで、市民の信頼は回復できるのかとは考えにくいなどの質疑があり、その都度その問題で判断をし、職員とともに責任を負ってきた。これで全て終わったとは思っていない。職務の中でしっかり市民に示し、信頼回復をしていかななくてはならないなどの答弁がありました。

委員より、糸魚川市政を心配し、市長の進退を問う議論もある。司法の判断が出て、第三者委員会も立ち上がり、これからに向けて体制が整いつつある中で、市政が停滞することを憂いている世論もあることは確かであるが、官製談合に対する市長の監督責任は、分けて考えなければならない。他市町村の例を見ても重い処分ではあるが、再発防止に向けて、市庁舎全体の間人間関係も整えて前に進めていただきたいという意見がありました。

このほかにも多くの質疑がありましたが、割愛させていただきます。

なお、委員から、継続審査の動議がありましたが、否決されました。その後、討論が行われ、本案について起立採決の結果、賛成多数で可決されております。

議案第83号の審査において、当委員会で意見集約を行いました。

集約事項は、提案理由にある官製談合については、あくまでも新駅トイレ工事に限定するもので、公判におけるほかの事案を含まないこととすること。新たな事実が明るみになれば、その都度、責任を取るものとするのであります。

続きまして、陳情であります。

陳情第4号、私学助成の増額を求める意見書に関する陳情ですが、異議なく採択されております。

陳情第4号は、国及び県に対し、意見書の提出を願意としていることから、発議第9号及び発議第10号を提出します。

これより、発議文を読み、提案理由といたします。

発議第9号、私立高校の公費（私学助成）増額を求める意見書。

今日、全国で約3割の高校生が私立高校で学んでいます。私立高校は、公立高校と同様に公教育として重要な役割を担い、建学の精神に基づき特色ある教育を実践し、学業はもとより、スポーツ・文化活動においても大きな成果を上げ、大きく貢献しています。

令和2年度から、私立高校生に対する国の就学支援金制度が拡充され、授業料実質無償化が始まりました。これにより、私立高校生の保護者の授業料負担も大きく軽減されました。

しかし、私立高校において大きな割合を占める、世帯収入590万円以上の保護者には、入学金、施設設備費を含めた初年度納入金が全国平均で約62万円残ったままです。公立高校では、世帯収入910万円未満の保護者の授業料無償化が実現していることから、私立高校においても同じ基準



の制度で授業料無償化を図る必要があります。

また、私立高校に対する公費は、現在も公立高校の2分の1以下にとどまっています。

憲法及び教育基本法は、「教育の機会均等」と「私立学校教育の振興」をうたっています。政府並びに国会におかれましては、私立高校が公教育に果たしている役割を十分ご理解いただき、就学支援金制度と私学助成の拡充に一層努力されるよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先は、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長です。

発議第10号、私立高校の公費（私学助成）増額を求める意見書。

新潟県におかれましては、日頃から私学の振興と発展にご理解とご支援を賜り、深く感謝申し上げます。

私立高校は、公立高校と同様に公教育として重要な役割を担い、建学の精神に基づき特色ある教育を実践し、学業はもとよりスポーツ・文化活動においても大きな成果を上げ、大きく貢献しています。

令和2年度から、私立高校生に対する国の就学支援金制度が拡充され、授業料実質無償化が始まりました。これにより、私立高校生の保護者の授業料負担も大きく軽減されました。

しかし、私立高校において大きな割合を占める、世帯収入590万円以上の保護者には、入学金、施設設備費等を含めた初年度納入金が新潟県平均で約46万円残ったままです。公立高校では、世帯収入910万円未満の保護者の授業料無償化が実現していることから、私立高校においても同じ基準の制度で授業料無償化を図る必要があります。

国の就学支援金制度が、まだ十分ではないことから、新潟県におかれましては、私立高校が、公教育に果たしている役割を十分ご理解いただき、学費軽減制度と私学助成の増額・拡充に一層努力されるよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先は、新潟県知事です。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

田中立一議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。〔12番 田中立一君登壇〕

○12番（田中立一君）

市民ネット21、田中立一です。

議案第83号、糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論させていただきます。

本議案は、官製談合事件に対する管理監督責任を重く受け止め、市長の給料を減額したいというものであります。

糸魚川市では不祥事が続き、糸魚川市のイメージを大きく損ないましたが、特に今回の官製談合事件は、市政に損失を与え、世界的にも非常に大きな影響があり、さらに市民からの信頼を大きく失墜させた責任の思い出来事であります。職員が有罪判決を受け、確定した時点での1つのけじめのつけ方としての給料の減額であります。事態の重さを考えると妥当かどうか疑問が残ります。

裁判では、被告の常習性も示唆されており、市民は市政の信頼回復と再発の防止とともに、今回の1件にとどまらず、過去に行われた入札契約業務についても疑惑の持たれる事案についての真相解明を望む声が強いところであり、議会においても行政のチェック機能機関としての責任を果たすべく、特別委員会を設け、本案件をはじめ調査中の段階であります。

委員会審査で意見集約がついていることについては評価できますが、やはり申し上げましたように市政の信用を失い、多大な損失を与えた事態の重大さ、社会的責任の重さ、常習の可能性についての今後の調査などを考え、本案件については反対であります。

○議長（松尾徹郎君）

次に、東野恭行議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

東野議員。〔10番 東野恭行君登壇〕

○10番（東野恭行君）

みらい創造クラブの東野恭行でございます。

議案第83号、糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で発言させていただきます。

本案件は、委員会に付託された協議の中で、提案理由にある官製談合については、あくまでも新駅トイレ工事に限定するもので、公判におけるほかの事案を含まないこととすること、新たな事実が明るみになれば、その都度責任を取るものとすることと意見集約されたことが、賛成の決め手と考えております。

しかし、市長の処分に対して一部の世論に大変厳しいものがあることは、事実として受け止めていただきたい。あくまで私の周辺ではありますが、地域経済の回復に向けた取組や選挙公約に掲げた施策の実現、個人的な要望を聞いてほしいという市民相談が圧倒的に多くあります。

一例を挙げますと、とある税理士事務所には、持続化給付金に関して、今年の減少率から、さらに25%の減少率では給付の該当に当たらないと落胆の声が集中していることを事実として受け止めていただきたいと考えます。100年に一度あるかないかのパンデミック、事業者それぞれに金銭に関する事情は違うと考えますが、先々に抱える不安は一緒であります。給付の申請件数から、しっかりと検証していただきたいと考えますし、最終的に判断するのは、米田市長の大切な仕事であると考えます。

つい先日、我が会派の横山人美議員の導きで、とある勉強会に、みらい創造クラブ全員で参加させていただきました。その勉強会は、回を重ね15回目の勉強会でありました。中には、市職員、県の職員、商工会議所の職員も数名参画しており、リモートによる参加者も含め、多くの方々が未来の糸魚川を見つめ、熱く論議を交わしておりました。

大変勉強になりましたし、我々議員も何かお力になりたい、応援したいという気持ちになり、1人では小さな力でも、僅か数名の力が合わされば、夢は実現すると確信しました。そこにいた市の職員もしっかりとご自身の意見を述べ、様々な現場で活躍されており、何より輝いておりました。都市政策課復興推進係の職員に関しては、昼・夜と人が集まるまちづくりの現場において、同席させていただきました。

米田市長の責任は、市民と一緒に活躍する市職員の輝きを失わないよう力強くバックアップすること、米田市長の責任の取り方は、コロナ禍を乗り越え、市民の幸せを守り抜くことであります。現段階での責任の取り方は、決して辞任ではありません。大きな問題が起きた事実は、しっかりと受け止め、行政と議会共々、市民の皆様の期待に応えるべく、歩みを進めてまいりましょう。

以上で、議案第83号、糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての賛成討論を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

次に、新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。〔4番 新保峰孝君登壇〕

○4番（新保峰孝君）

日本共産党の新保峰孝です。

議案第83号、糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論を行います。

市長の給与月額を10月から12月の3か月間、30%減額するという提案であります。官製談合事件の判決が出て、一定のめどがついたということが理由のようではありますが、何のめどがついたのか。

起訴されたのは、押上の新駅公衆トイレ整備工事での官製談合防止法違反の容疑であります、裁判の中で元社員が、検察官の質問に、前の人から引き継いで、いつかこうなると考えたが、脱することができなかつたと答えているとのことであります。前の人から引き継いだのは、十五、六年前ということですから、米田市長が市長に就任した頃には、官製談合は行われていたということになります。莫大な被害総額になるのではないかと。

裁判では、有罪判決が下されましたが、公判で明らかにされたことを考えれば、起訴された案件だけでめどがついたというのは、おかしいのではないかと。コンプライアンス調査推進特別委員会に出された平成28年から令和2年度までの工事入札資料5年分だけ見ても、官製談合が疑われる落札率99%以上の案件が190件もあります。起訴されなければ責任はないということでしょうか。

官製談合事件は、5月19日に市の関係職員等が逮捕され、6月8日、起訴。8月27日に有罪判決が出されました。市長市議選は、4月11日、告示、18日、投票で、官製談合事件で市の関

係職員が逮捕・起訴される前に行われたものであります。官製談合が争点になり、政治的な信任を問われた選挙では、ありませんでした。現在、政治的責任が問われている状態と言えると思います。

市民に対し、官製談合が疑われる高い落札率を放置し、莫大な財政的損失を出した責任をどう取るのか、入札改革はどうするのか、政治的責任はどう取るのか、明らかではありません。無責任なやり方には同意できないので、反対であります。

以上であります。

○議長（松尾徹郎君）

次に、横山人美議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

横山議員。〔3番 横山人美君登壇〕

○3番（横山人美君）

みらい創造クラブの横山人美でございます。

議案第83号、糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で発言させていただきます。

まず、今回の議案は、官製談合に対する市長の監督責任を問うものであり、一連の不祥事と分けて考えなければなりません。

官製談合事件については、令和3年8月27日、新潟地方裁判所において判決が出され、同日付で関わった職員は懲戒免職処分となっており、一定のめどがついた段階にあります。本議案における市長の監督責任に対する10分の3掛ける3か月という処分は、他市町村における同様の例を見ても大変重い処分であることも確認しており、また、新潟県長岡市の例と同等の処分という説明も受けており、処分は妥当だと考えます。

世論としては、市長の長期にわたる市政運営における過去の処分の事例を挙げ、市長の進退を問う議論もありますが、過去の処分においても今回と同様に行政と議会で慎重な議論がなされ、議決され、市政が前へ進む中で市民の声を反映する選挙において、現市長が選ばれてきた経緯がございます。市政に対する厳しい声がある一方で、行政は第三者委員会を立ち上げ、事件の原因や誘因としっかり向き合い、二度と同じ過ちを繰り返さぬよう、全庁挙げて前進しようとしている。その姿を支援する世論、市政を停滞することなく、前へ進めてほしいという世論が多いことも事実でございます。

大きな問題が起きた今だからこそ、多く寄せられる市民の声と期待に、米田市長はじめ行政と議会はベクトルを合わせ、しっかり向き合い、今後、展開される市政の中で真摯に応えていかなければならないと考えます。

糸魚川市の職員として働く皆さんが、今後も不安や恐れを感じることなく発言や質問ができる組織における心理的安全性を担保した環境、組織の中において、自分自身をありのままにさらけ出し、それをお互いが受け止め合える関係性の構築を市長に期待いたしまして、議案第83号、糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての賛成討論を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

次に、古畑浩一議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。〔17番 古畑浩一君登壇〕

○17番（古畑浩一君）

古畑浩一でございます。

議案第83号、糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論をさせていただきます。

減給30%、3か月、これで為政者としての市長責任は、果たされるのでありましょうか。

官製談合の管理責任を重く受け取って、米田市長の給与を30%、3か月、金額に直しますと減給82万円の3割、24万6,000円の3か月分、計で73万8,000円であります。確かに大きな金額ではありますが、30%減額されたとしても月額57万4,000円が支給され、一般市民の給与と比較しても高額である。また、6月の賞与155万円も満額受け取っており、生活に支障を来すほどではなく、不当な公共事業の執行により被った被害額に比べれば少ないものであります。

また、米田市長は、過去6度の減給処分を受けており、副市長や教育長等を合わせますと、17回にも及ぶ減給処分であります。繰り返される不祥事に、減給処分だけでは市民が納得するわけがありません。犯罪にせよ、交通違反にせよ、再犯を重ねれば、さらに重い処分になっていくのは当然である。7度目の減給処分は異常であり、これでよいのかという疑問を呈するものであります。

また、再犯防止策や官製談合事件の全容も明らかにされておらず、これで幕引きは到底納得いくわけではありません。

また、公共工事の予定価格が理事者等、限られた職員しか知り得ないと答弁しておきながら、新潟日報社の取材により、担当課全職員が閲覧できたという事実も判明し、指摘されるまで気づかなかったという情報管理の甘さは、重大過失であり、あきれて物も言えない事例であります。

しかるに、今回の官製談合事件の処分は、担当課長や当時の課長にとどまり、入札に関する幹部職には、何の処分もないことも甚だ遺憾であり、納得できるものではありません。

また、米田市長は、過去三度の問責決議が議会より出されており、仏の顔も三度までと言わせていただきます。減給にせよ、問責決議にせよ、処分の多さは同一市町では、恐らく全国最多でありましょう。

米田市長の失策は、過去にも権現荘やいじめ問題だけではなく、ほかにも多くの失策を重ね、その処理のために、これまでも多くの血税を使うこととなっております。しかも失敗を教訓とせず、反省することもなく繰り返しております。もはや減給処分程度では、市民の信頼を取り戻すことも、怒りを静めることもできず、円滑な行政運営もガバナンス、コンプライアンスの徹底も望むべくもありません。

所管の総務文教常任委員会では、あくまでも今回の官製談合において、職員の逮捕についての処分とし、今後、新たな事案が明らかになった場合は、改めてその責任を問うとしておりますが、市長は、提案理由を官製談合事件に対する管理責任と言っており、これの責任を取る形で減給処分としております。これで問題を決着させるお考えでもあり、決して、これで幕引きとなることに賛同

することはできません。

今回の事件では、商工会議所会頭も引責辞任し、担当者は懲戒解雇、藤田前市長は公職選挙法違反の告発を受けて辞任。私は、責任を取るなら、潔く自ら進退を決するべきと進言いたします。

以上の理由により、本案に反対とさせていただきます。

○議長（松尾徹郎君）

次に、田原洋子議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原議員。〔7番 田原洋子君登壇〕

○7番（田原洋子君）

おはようございます。田原洋子です。

議案第83号、糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

まず、先ほど委員長報告にあったとおり、総務文教常任委員会において意見集約、市長の100分の30、3か月の減給処分は、あくまでも今回の新駅のトイレ工事の官製談合事件に限定する。ほかの事案を含まないという趣旨は、全会一致です。横山副委員長をはじめ、宮島委員、和泉、保坂委員、古畑委員の総意であることを尊重します。

市長の給料を減額することは、あくまでも今回の新駅公衆トイレ整備事業にて、元糸魚川市職員が、業者に入札価格を教示していた官製談合事件に関して、令和3年8月27日、新潟地方裁判所で懲役1年6か月、執行猶予3年の有罪判決を受けた責任を取るものであります。

今回の新駅公衆トイレ整備事業の官製談合事件では、元職員が有罪判決を受け、免職処分、管理監督責任として、当時の上司であった前産業部建設課長を10分の1、1か月の減給処分、前産業部建設課課長補佐を戒告処分としています。行政の最高責任者である市長の処分を先延ばししているのは、市民は、市長は責任を取るつもりがないのかと不信感を募らせます。今回の給料の減額100分の30、3か月は重い処分であり、妥当と思います。

この裁判の初公判において、元職員が、業者側に入札価格を教示したのは今回が初めてではなかったことについては、今後捜査が進むのか不明であり、元副市長の頼むね発言については、起訴にされるか不起訴になるか分からないため、今回の給料減額とは切り離して考えるべきです。

ただし、今後、再び不祥事が起こり、市民の信頼を失墜させた場合は、その都度しかるべき責任を取る責任があると考えます。

また、この給料減給で終わるのではなく、今後も不正防止、再発防止に努めることを強く望みます。

以上で、私の賛成討論を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

次に、渡辺栄一議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

渡辺議員。〔8番 渡辺栄一君登壇〕

○ 8 番（渡辺栄一君）

渡辺栄一でございます。

議案第 8 3 号、糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論します。

本件は、糸魚川市発注の公共工事をめぐる官製談合事件の管理監督責任を取り、米田 徹市長が、自らの給与を 10 月から 3 か月間、3 割減額する条例案ですが、3 つの観点から断固反対します。

1 つ、元市職員が有罪判決を受けた新駅公衆トイレ整備工事のほかに、官製談合が行われていた可能性が報道や裁判傍聴記録より十分考えられ、終わるところか始まりに展開していくところがあります。まだまだ続くということでもあります。

2 つ、今このタイミングで管理監督責任を行うことは、もう責任を取ったかのような印象を与えかねず、市長は、おわびはしているものの、内容が市民の皆様にはっきり理解できるような説明がきちとなされてはいません。信頼回復はおろか、逃げている印象が残ります。

3 つ、市長は、職員と一体となって法令遵守と再発防止に努めるとのコメントをされているのであれば、全容を明らかにした上で、第三者委員会、コンプライアンス調査推進特別委員会等の決議を踏まえ、自らの責任は後に行い、今は全職員へのペナルティー及び責任を含めた人事を断行すべきと考えます。特に若手職員の登用が、肝要と考えます。

以上により、本議案に反対するものであります。

○ 議長（松尾徹郎君）

次に、保坂 悟議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○ 議長（松尾徹郎君）

保坂議員。〔11 番 保坂 悟君登壇〕

○ 11 番（保坂 悟君）

公明党の保坂 悟でございます。

議案第 8 3 号、糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成討論を行います。

議案書の提案理由にある官製談合事件は、令和 3 年 5 月 20 日に市発注の新駅公衆トイレ整備工事の入札において、市職員が情報漏えいし、官製談合防止法違反の疑いで逮捕されたもので、同日午後 9 時から零時過ぎまで市役所の家宅捜索が行われ、大きく報道されました。8 月 18 日の初公判を踏まえて、同月 27 日に懲役 1 年と 6 か月、執行猶予 3 年の有罪判決となりました。これを受けて、米田市長が管理監督責任を重く受け止め、自身への処分として減額するものであります。

したがいまして、元副市長の公職選挙法違反の疑いや市職員の怠慢や不手際等の管理監督責任の処分は含まれておらず、総務文教常任委員会では全会一致の集約にあるとおり、新駅公衆トイレの官製談合についてのみの減給であるため、限定的な処分としては重いものと受け止めており、賛成するものであります。

さらに、糸魚川市議会では、コンプライアンス調査推進特別委員会を設置して、官製談合事件について調査を行っております。今後は、新駅公衆トイレ工事の入札以外の官製談合事件や不正入札があった場合は、改めて市長の管理監督責任が問われるものと考えております。

今年の6月定例会初日に、発議第3号として官製談合事件の検証と再発防止を求める決議について、賛成討論を行っておりますが、その中に、「糸魚川市長として、市職員の重大な過失は、市民の信用を大きく失ったことは間違いなく、その管理監督する立場として何らかの責任を取らなくては行けません、権現荘の経営問題のときは調査をせず、スピード処分を行いました。こういうやり方は、市長のためにも市民のためにもならないので、絶対にやめていただきたいと思います。官製談合の背景に何が潜んでいるのかを明確にしてから市長の処分を検討してもらいたいと思います。」と。つまり、今回は、警察、検察、裁判所の手順を踏まえて有罪判決が出ているため、1つの節目としての処分であり、私の意向にも沿っているため、市長提案に賛成するものであります。

以上で、議案第83号、糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての賛成討論を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

次に、和泉克彦議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

和泉議員。〔13番 和泉克彦君登壇〕

○13番（和泉克彦君）

和泉克彦でございます。

議案第83号、糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、私も賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

この件につきましては、官製談合問題への公判の判決から、市長自らの責任問題として司法の判断を真摯に受け止めたものであるというふうに理解しております。市長の給料の減額、支給額の100分の30の減給、3か月分というものは、非常に責任の取り方としては大きなものというふうに感じております。

あわせて、先ほども総務文教常任委員会の委員長の報告にもありましたとおり、あくまでも官製談合問題の判決を受けてのものについての責任の処し方だというふうに理解しておりますので、1つのけじめのつけ方としては理解しております。

しかし、再三討論の中でもありましたが、これで終結したとは、私も思っておりません。何ををもってしても、市民の皆様の信頼が損なわれたということは免れないというふうに感じております。えちご押上ひすい海岸駅が開業して、押上の地元の皆様も大変盛り上がり、これからいよいよスタートというような、そういうことにも水を差したということはあります。

また、これまでも市長の責任や行政の対応についてのお考えが、随時示されてきましたが、やはり一日でも早い市民の皆様への信頼回復に努めていただきたいと思います。

これまでも、今回合わせて7回目の市長自らの責任問題、そして責任の処し方というふうにあります。七転び八起きのごとく、もう8回目はもうないということで、ぜひ市長はじめ行政の皆様方から、これまでのことをしっかり反省を踏まえて、改善の方向に向けていただきたいと思います。

そういうこともありますが、賛成の立場で討論させていただきました。ありがとうございます。

○議長（松尾徹郎君）

以上で、通告による討論は、終わりました。



ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、失礼しました。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

議長、後学のためにお聞かせいただきたいんですが、総務文教常任委員会の委員長の東野委員長が、ただいま賛成討論に立ちましたよね。私、長い間やってきましたが、委員長が賛成討論をやるというのは、初めて見させていただきました。また、私の先輩には、委員長が討論できないものというふうに聞かされてきました。これは、いかなる解釈、議会事務局も議長もそれを受理したんですから、違法性はないもんだとは思いますが、なぜそのようなことを判断されたのか。

ご存じのように委員長というものは、審議に当たっては中立性を保っていかなければならない。現在は、採決する前の討論ですよ。ただいま和泉議員は、東野委員長がおっしゃるとおりというふうな話もされた。引用してますよね。ということは、委員長が採決に対して大きな影響力を持ったということになります。これは委員会の中立性、いわゆる委員長の中立性というものが侵害された結果ではないんですか。これをどのように解釈されるのか、お聞かせください。

○議長（松尾徹郎君）

暫時休憩をいたします。

〈午前11時43分 休憩〉

〈午前11時43分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

古畑議員の今ご質問なんですが、私自身も、実は初めてのケースであります。

しかしながら、委員長は中立の立場ということではあるものの、この採決に当たっては、一議員として発言を申し述べるということで、それについて許可をした次第です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

そういう解釈ならそれでいいんですが、これは大きな前例になりますよ。今後は、そういうことを全部認めるということによろしいですか。

○議長（松尾徹郎君）

これにつきましては、今申し上げたように採決前の一議員としての意見を申し述べるという機会ですので、これは公平に認めるべきであろうと。

しかしながら、今、古畑議員が、これについて少し検討する必要があるのではないかとということ

でありますならば、議会運営委員会で、これについてはきちっとした形で協議すべきだというふうに思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

これちょっと慎重に考えたほうがよろしいかと。要は、できないとは書いてないということなんですよ。

ただ、全国議長の中に、例えば議長が採決に参加するとか、委員長が採決に参加するとか、やっちゃんらんとは書いてはないんですが、やるということ自体が、もう考えられないという解釈の、裏解釈というのも議会の規則にはあります。この辺を考えて、やはり慎重にやっていただきたいかったですと思います。

議会運営委員会等で審査するという方針ですので、結構です。

ただ、今日のは認めるということによろしいですね。分かりました。

○議長（松尾徹郎君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、採決に入ります。

議案第71号、糸魚川市基金条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第72号、損害賠償の額の決定及び和解についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第73号、糸魚川市過疎地域持続的発展計画の策定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第83号、糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に

ついてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（松尾徹郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議事の都合により、発議第9号及び同第10号を先議いたします。

お諮りいたします。

これより、発議第9号、私立高校の公費（私学助成）の増額を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、発議第10号、私立高校の公費（私学助成）の増額を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

なお、このことにより、陳情第4号、「私学助成の増額を求める意見書」に関する陳情については、採択すべきものとみなします。

ここで、少し早いですが、暫時休憩いたします。

再開を1時といたします。

〈午前11時49分 休憩〉

〈午後1時00分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第5．議案第74号及び同第75号

○議長（松尾徹郎君）

日程第5、議案第74号及び同第75号を一括議題といたします。

本案については休会中、建設産業常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について委員長の報告を求めます。

田原 実建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原委員長。〔18番 田原 実君登壇〕

○18番（田原 実君）

本定例会初日に当委員会に付託となりました関係部分については、9月9日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

審査の結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてご報告いたします。

議案第74号では、担当課より、条例の変更の理由、対象業種の追加、課税免除期間、課税免除の率等が説明され、委員より、新たに情報サービス業等が追加されたことなどについて質疑がありましたが、特に報告すべきことはありません。

議案第75号では、担当課より、市営土地改良事業、市内大野新舟圃場整備事業の開始手続に必要な計画の概要について説明を受け、委員より、事業費2億円の根拠について、市内圃場整備事業の着手優先度について、圃場整備後の担い手について質疑がありましたが、特に報告すべきことはありません。

以上で、建設産業常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第74号、糸魚川市企業立地促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第75号、市営土地改良事業計画の概要についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第6．議案第76号、同第78号及び同第79号

○議長（松尾徹郎君）

日程第6、議案第76号、同第78号及び同第79号を一括議題といたします。

本案については休会中、市民厚生常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

田中 立一市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中委員長。〔12番 田中立一君登壇〕

○12番（田中立一君）

本定例会初日に当委員会に付託となりました本案については、9月10日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

結果は、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、いずれも原案可決であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

議案第76号、契約の締結について（旧ごみ処理施設解体工事）では、担当課より、制限付き一般競争入札を行い、条件を満たす特定共同企業体5者が参加し、予定価格8億7,131万円に対し、落札額4億6,640万円、落札率53.5%で落札されたこと及び工事概要についての説明がありました。

委員より、予定価格の積算方法や調査基準価格についての質疑があり、環境省の廃棄物処理施設建設工事等の入札契約の手引きの積算手法に基づき行った。仕様書については、コンサルタントに設計支援業務の委託を行い、入札が見込まれる業者のうち、6者から参考見積りをいただき、精査し、設計書にした。調査基準価格については、性能発注の場合には、入札価格が下がったときに、きちんと工事が履行できるか確認する低入札価格調査を行うことになっており、要綱に基づき設定した価格である。また、成果品の部分では、アスベストやダイオキシンの除去という特殊な作業における環境への配慮等も重要であり、どういう形でやるのか確認し、できると判断し、選定したとの答弁がありました。

委員より、入札価格の差について質疑があり、設計施工で、性能発注による業者の得意分野もあり、解体や処分についても安くできる協力会社を選び、削減している。鉄等のリサイクルについては、有価物価格を1万3,000円と見ていたが、現状高値が続き、2万6,000円と見ているとの答弁がありました。

委員より、入札及び参考見積りにおける価格差についての質疑があり、市は、現地も見えていただき、見積りをいただいたが、業者により工事期間に差があることから人工も違いがあり、処分費、運搬費などの全部の兼ね合いで差が生じてくるとの答弁がありました。

委員より、以前、古い施設の基礎が残っていたことから追加補正をしたことがあるが、今回はどうかとの質疑があり、今回解体する施設については、一度掘っているのでコンクリート構造物は存在しないと考えているとの答弁がありました。

また委員より、請けた会社が低く抑えて落札し、実際に仕事をする協力会社への負担や、しわ寄せが及ばないのかとの質疑があり、今回の低入札価格調査においてもそういう話をし、事業者からは諸経費等も含め十分配慮し、責任ある体制で臨みたいと回答を受け、それを確認しながら進めていきたいとの答弁がありました。

これらの意見を受け、委員会で意見集約をすることとなりました。

集約事項は、議案第76号、契約の締結について（旧ごみ処理施設解体工事）では、入札が予定価格に対し53.5%という低い落札率であるが、工事の執行に当たり、環境に配慮するとともに、協力会社（下請業者）へ低い落札による影響が及ばないように市は指導・管理を行うこととあります。

そのほか質疑がありましたが、報告は割愛させていただきます。

議案第78号及び同第79号についての質疑は、ありませんでした。

以上、当委員会に付託されました議案についての報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

本議案の採決につきましては、起立採決にてお願いいたします。

○議長（松尾徹郎君）

暫時休憩いたします。

〈午後1時11分 休憩〉

〈午後1時12分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

これより、議案第76号、契約の締結についてを採決いたします。  
ただいま異議がありましたので、起立により行います。  
本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（松尾徹郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第78号、令和3年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第79号、令和3年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第7. 議案第77号及び同第84号

○議長（松尾徹郎君）

日程第7、議案第77号及び同第84号を一括議題といたします。

本案については休会中、それぞれ常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

東野恭行総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

東野委員長。〔10番 東野恭行君登壇〕

○10番（東野恭行君）

本定例会で、当委員会に分割付託となりました議案第77号、議案第84号については、9月13日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項についてですが、事業内容を確認する質疑が幾つかございましたが、特段報告することは、ございません。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

次に、田原 実建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原委員長。〔18番 田原 実君登壇〕

○18番（田原 実君）

本定例会初日に、当委員会に分割付託となりました議案第77号及び同第84号については、9月9日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項について、報告いたします。

議案第77号の商工観光課関係では、商工業振興費の移動販売支援事業の増額について、復興まちづくり賑わい推進事業の本町通り雁木整備促進事業補助金の増額について、プレミアム付商品券発行事業の増額について、誘客支援事業の増額について、スキー場利用促進事業の増額について、それぞれ説明を受け、また、青海事務所が所管する親不知ピアパーク内のお食事処漁火の冷蔵庫の更新について説明を受け、質疑が交わされています。

委員より、移動販売車の回るエリアと販売方法等について質疑があり、担当課より、糸魚川駅周辺では、施設利用者の要望により、施設の前に横づけしての販売を確認した。要望によって個別に訪問し、対応すると聞いたと答弁がありました。

委員より、プレミアム付商品券の利用期間と発売予定日などについて質疑があり、担当課より、12月1日から購入、使用いただける予定と答弁がありました。

農林水産課関係では、農業振興費の園芸振興事業、パイプハウスと付帯設備整備への補助について、林業振興費の森林整備地域活動支援事業、森林経営計画作成面積100ヘクタール追加への補助について、水産業振興事業費の内水面漁業資源放流事業への補助について、それぞれ説明を受け、質疑が交わされています。

委員より、内水面漁業資源放流事業への補助対象とした冷凍施設について質疑があり、担当課より、老朽化した施設の室外機を入替えて、マイナス30度急速冷凍に対応したいと答弁がありました。

建設課関係では、災害復旧費の堆積土砂排除事業、今年3月に発生した来海沢地区地滑りで宅地内に流入した土砂を排除するための工事費の追加について説明を受け、質疑が交わされています。

委員より、土砂の最終処分地での安全確保と、さらなる安全確保に関する質疑がありました。

次に、議案第84号につきましては、担当課より、商工業振興費の事業継続給付金（新型コロナ対応）と新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金について説明を受け、質疑が交わされています。

事業継続給付金（新型コロナ対応）は、新型コロナウイルス感染症の影響で売上の減少が長期化している事業者を支援する給付金で、対象者は、糸魚川市内に本社・本店がある中小企業者等で、交付基準は、2019年（令和元年）の売上げを基準として、2020年（令和2年）の売上げが25%以上減少していること。交付額は、減少額または20万円のいずれか低い額、予算額は給付金が1億8,000万円、給付事務委託料として120万円を計上。



新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金は、新潟県からの特別措置法に基づく酒類を提供する飲食店等への営業時間短縮の協力要請が発出されたことに伴い、協力した事業者に対して協力金を交付するものである。要請期間は、令和3年9月3日零時から令和3年9月16日24時まで。対象施設は、飲食店営業の許可を取得し、客席等の飲食スペースを設けて、従前より午後8時を超えて営業している接待を伴う飲食店と酒類を提供する飲食店。要請内容は、午前5時から午後8時までの時間短縮営業で、要請期間の14日間全ての日において営業時間短縮に全面的に協力いただくことが必要。協力金の交付額は、事業者の売上高や売上減少高により異なり、1店舗当たり35万円から280万円。予算額については、協力金1億4,700万円、給付業務委託料300万円を計上。

なお、1日も早く対象の事業者へ支援を行いたいことから、定例会最終日に議決いただいた後、速やかに給付を行いたいと考えていると説明を受けています。

委員より、協力店舗の見込みについて質疑があり、担当課より、飲食店営業の許可を受けている事業者が430者程度、そのうち営業時間短縮の要請の対象となる事業者については300者前後で、95%を超える協力はいただけると考えていると答弁がありました。

これに対して委員より、ここで閉じ込めるという強い気持ちがないとコロナ対策が進まないと思う。あと5%の方々をお願いをしてもらえるような体制としているのかとの質疑があり、担当課より、店舗を確定していないが、義務はないとしても休業への協力について、連絡を差し上げていきたいと答弁がありました。

委員より、市内の小学校や保育園の休校休園に伴い、事業を休まざるを得なくなった個人事業者の事情を聞いているが、去年オープンした店舗への交付は対象とはならないのかと質疑があり、担当課より、長期間売上げの減少が続いている方を対象とし、操業期間が間もない方は対象としない方向で現在考えているが、2019年、2020年比較ができない場合、最低でも6か月程度の売上げ比較をして、それを年額に割り返して減少幅を見るということを庁内で調整中であると答弁がありました。

委員より、事業継続給付金の対象者に個人事業主とあるが、農業や漁業なども対象になるのかとの質疑があり、担当課より、対象とすると答弁がありました。

このほかにも質疑はございましたが、報告は割愛いたします。

以上で、建設産業常任委員会の審査報告を終わります。

次に、田中立一市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中委員長。〔12番 田中立一君登壇〕

○12番（田中立一君）

本定例会初日に、当委員会に分割付託となりました議案第77号については、9月10日に審査が終了しておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

市民課関係では、2款総務費、個人番号カード普及促進事業は、マイナンバーカードの普及促進

を目的に、カードの取得者及び交付申請中の方に市内温泉施設の利用料金割引券を交付し、あわせて、新型コロナウイルス感染症の影響で利用者が減少している温泉施設の利用促進を図るとの説明がありました。

委員より、この事業でマイナンバーカードの普及率を何%まで引き上げたいと考えているかと質疑があり、市としては、現在34.04%、1万4,353人が取得しているが、本事業で2万人を目標としていると答弁がありました。

委員より、新型コロナウイルス感染拡大が進んでいるときに、温泉施設の利用とマイナンバーカードの普及を結びつけてやるのはいかなものかと質疑があり、ワクチン接種も進んでおり、事業開始予定の11月までには一定の期間がある。万一、市内で感染者が多数確認されるようであれば、温泉施設事業者と事業の継続、あるいは中止について検討したい。また、コロナ禍で激減している入湯税を上げたいという目的もあると答弁がありました。

委員より、世代別のカードの取得状況についての質疑があり、若い世代での取得率が低い状況がありました。今後の施策として、10月1日から市内では能生国保診療所とへき地診療所でマイナンバーカードの保険証利用が可能となる予定だが、厚生連関係の総合病院は、まだ予定されていない。マイナンバーカードの更新については、国では将来スマートフォンに機能を持たせたいと考えているが、申請をはじめ、一度どうしても市役所へ来なければならないことや、利用の際の暗証番号の登録がネックとなっている。デジタル庁もできたので、新たな取組を検討したいとの答弁がありました。

そのほかにも若干の質疑がありましたが、割愛いたします。

福祉事務所関係では、3款老人生きがい対策費、在宅介護応援ほ一む事業について、委員より、申請状況についての質疑があり、当初予算では、1件当たり50万で14件分、700万円、6月補正で同じく14件分、700万円を計上したが、当初予算からこれまでの申請受付分が計30件で約1,700万円となり、約300万円超過したため不足する額の補正である。今後の見込みとしては、利用ニーズの高まりに制度の内容が追いつかない状況もあり、制度の見直しをして、来年度改めてスタートしたい。また、今年度については、介護保険の住宅改修や県の制度を活用して対応したいとの答弁がありました。

健康増進課関係では、4款予防費、新型コロナウイルスワクチン接種事業は、対象者の拡大と休日接種を行うため、接種体制の充実のための委託料等の追加であるとの説明がありました。

委員より、接種体制の強化に対する質疑があり、体制の強化は、集団接種会場である糸魚川総合病院の体制強化が主である。12歳以上で1,300人の拡大への対応と、一旦ワクチン供給不足があり、委託期間を延長した中で体制を整備したとの答弁がありました。

また、集団接種会場については、10月いっぱい開催で一旦終了し、それ以降は、開業医の先生方に個別接種を継続していただく計画であるという答弁でありました。

このほかにも若干の質問がありましたが、報告は割愛させていただきます。

以上で、議案第77号のうち、当委員会に分割付託となりました部分について報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの各委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、議案第77号、令和3年度糸魚川市一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第84号、令和3年度糸魚川市一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第8．議案第59号から同第70号まで

○議長（松尾徹郎君）

日程第8、議案第59号から同第70号までを一括議題といたします。

本案については休会中、決算審査特別委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

保坂 悟決算審査特別委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂委員長。〔11番 保坂 悟君登壇〕

○11番（保坂 悟君）

これより、決算審査特別委員会の審査報告を行います。

本定例会初日に、設置されました決算審査特別委員会に付託となりました議案は、議案第59号、令和2年度糸魚川市一般会計決算認定、議案第60号から同第66号までの令和2年度特別会計決算認定が7件、議案第67号から同第70号の令和2年度企業会計決算認定4件の合計12件であります。

去る9月14日から9月16日までの3日間にわたり、審査を行ってまいりました。

本特別委員会は、これまでの常任委員会分割付託方式から、議長及び監査委員を除く議員で構成する委員会に変更して行ったところであります。

結果につきましては、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、いずれも原案認定及び可決であります。

審査の過程における主な内容につきまして、ご報告いたします。

まず、委員会の集約事項についての3点であります。1点目は、権現荘（財政補填を受ける指定管理者）等のリスク分担について、年度全体の赤字（不可抗力によるもの）に対して一定の割合で補填分を算出する方法は、市議会の決算において馴染まないことが分かった。決算において不可抗力による赤字分については、費目別に積算した形で説明する必要がある。

2点目は、新型コロナウイルス感染症対策（災害等）について、感染経路や感染者情報の提供の在り方について、飲食店、宿泊施設、旅行業社への影響が大きいため、県の管轄とはいえ、市内の経済対策として新たなルールづくりが急務である。

また、宿泊施設における市の経済支援の在り方について、感染症を災害と捉えた場合、公営と民営において公平に対応し、特に差がないようすみ分け等を検討する必要がある。

もう一点は、ガス水道局の入札事務において、マンホールポンプの入札における落札予定者の入札資格について、技術者要件の中で会社の資格要件を見落とししたことは、あってはならない不手際であり、再発防止を強く求めるものであるとしております。

そのほかの報告事項といたしましては、2点ございます。

1点目は、予算が繰越しになっている市庁舎トイレ工事の進捗について、警察からの情報により入札中止になってから進展がないことは不自然であるため、特段問題がないのであれば、入札して工事を進めるべきである。

また、警察からの情報により入札を中止した経過について、市民説明の必要がある。

2点目は、駅北まちづくりにおけるキターレの開設の経過と運営の在り方について、施設整備（建築）まで、当初設計から紆余曲折があり、完成したものが当初の目的を果たしているものになっているのか、成果を上げているのかが不透明である。

このほか、能生CATVにおいて制作した番組の広域的な活用とSNSやインターネット（ユーチューブ等）情報について、今後の庁内における情報活用の参考にするよう提案がありました。

最後に、3日間、審査方式が変わって初めての委員会でありましたが、委員各位並びに行政担当各位より、議事進行に多大なるご協力をいただき、長時間にわたる熱心な審査の上、決算審査を終了することができましたことを、副委員長とともに感謝を申し上げ、お礼を申し上げます。

以上で、決算審査特別委員会の委員長報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

田原 実議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原議員。〔18番 田原 実君登壇〕

○18番（田原 実君）

田原 実です。

議案第59号、令和2年度糸魚川市一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場より討論いたします。

反対する決算の項目を申し上げます。

まず、2款総務費、1項総務管理費、糸魚川ジオパーク匠の里創生事業の支出580万656円のうち、施設修繕費134万5,128円、アートイベント開催運営委託料60万円、広告・宣伝委託料143万円など、市外からの移住及び移住者のために使われたものか、何を目的とし、支払われたものなのか、不明と感じます。これを当たり前の前例として、今後も、この糸魚川ジオパーク匠の里創生事業が継続する限り、誰のために、何ために高額の事業費が使われていくのか疑問を持たざるを得ません。

よって、糸魚川ジオパーク匠の里創生事業の支出580万656円の支出には反対します。

次に、2款総務費、1項総務管理費、えちごトキめき鉄道新駅設置事業の支出には、官製談合事件の舞台となったトイレ施設整備があることから、この支出を議会で認めるわけにはいきません。市民感覚からすれば当然のことです。

次に、7款商工費、1項商工費、駅北広場管理運営事業の支出1,820万56円のうち、備品修繕料13万7,500円は、市が所有する施設、駅北広場キターレで使用する手作りの木製机のデスクトップが反るトラブルが生じ、使用に耐えなくなったものを製造責任を明らかにしないまま備品として扱い、公費にて修繕したものです。欲しいものは自分で作るというDIYの考え方は尊重しますが、製造責任を負わないDIYによる家具の製造上の瑕疵の修繕費に、当たり前に税金を使う姿勢は正常ではありません。不特定多数の市民が使用する備品に関して、安全と保守管理上の責任は、所有する行政にあるものの、今後このような安易な税金の使われ方が繰り返されないように求め、駅北広場管理運営事業の支出には、反対いたします。

以上のことから、議案第59号、令和2年度糸魚川市一般会計歳入歳出決算認定について、反対いたします。

○議長（松尾徹郎君）

次に、阿部裕和議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

阿部議員。〔2番 阿部裕和君登壇〕

○2番（阿部裕和君）

みらい創造クラブ、阿部裕和でございます。

議案第59号、糸魚川市一般会計歳入歳出決算認定について、みらい創造クラブを代表し、賛成の立場で発言させていただきます。

まず、今回の決算審査特別委員会の中でも、ひときわ物議を醸したのが、柵口温泉権現荘管理運

営事業で、指定管理料として一般財源から支出されている3,545万9,233円についてであります。

柵口温泉権現荘の運営管理の基本協定書47条の原則に従った措置とはいえ、市民の同意を得られる金額・対応ではなかったと考えます。赤字を黒字に転換するための企業努力が重要でありますが見えてこないのが現状です。収支報告を市民に示し、市民が納得できる支出でなければなりません。今後も継続した運営を行うには、努力が必要です。

今回支払ったお金は、市民の血税であります。公平さに欠ける対応は、市民が不信感を抱く結果となります。市民の理解が得られる措置となるには、指定管理者制度における権現荘運営のための新しいルールづくりが必要だと考えます。そのための抜本的な意識改革の議論を進めていただき、次の予算審査に挑んでいただきたいと思います。

賛成を申し上げる理由については、コロナ禍の中、様々な事業が縮小・中止を余儀なくされる状況であります。プレミアム付商品券の発行費9,322万3,554円、元気応援券の発行費8,649万67円が支出され、こちらの券は、両方とも完売し、市民の購買意欲を湧かせ、地域経済の活性化に大きく寄与したと考えます。

また、石のまち観光プロモーション推進事業については、今の取組に増して、力を入れて推し進めていただきたいと思います。「石のまち糸魚川」のキャッチフレーズを全国に広げ、アフターコロナには、交流人口の拡大を見据えた的確な取組を期待しております。

次に、高齢化が進んだ糸魚川市において、重要課題である移動販売支援事業についてであります。

地域に密着した個人商店やスーパーマーケットが閉店する中、移動販売車の運営は、中山間地をはじめ、近くに買物をするところがない方にとって必要不可欠であります。

また、移動販売員は、集落見守り隊としての一面もあり、独り暮らしの高齢者やそのご家族は、移動販売員の存在が心強く、助かっているとお聞きしています。人との会話、食の充実、フレイル予防の面においても重要であるため、さらなる充実した取組を進めていただきたいと思います。

また、新エネルギー導入支援事業についても、今後さらに力を入れていただきたいと思います。小水力をはじめ、自然資源を生かした地球に優しくSDGsを意識した新エネルギーの事業展開を望みます。

これから生まれてくる子供たちも安心して住み続けられるまち糸魚川の実現に期待を込めて、私の賛成討論を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

次に、新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。〔4番 新保峰孝君登壇〕

○4番（新保峰孝君）

日本共産党の新保峰孝です。

議案第59号、令和2年度糸魚川市一般会計決算に対する反対討論を行います。

2款総務費では、社会保障税番号制度関連システム整備事業には賛成できないものであります。住基ネットに様々なシステムを接続し、国と地方を接続させていくものであります。社会保障情報、

税金、戸籍、旅券、医療等、膨大な情報が接続されることになれば、個人情報流出の損害は、甚大なものになるおそれがありますし、将来、公的な情報を民間に活用させようという思惑があることは、明白であります。

メリットが少なく、莫大な費用だけがかかるものであり、行政の個人情報保護の点で疑念が拭えないものであり、反対するものであります。関連するマイナンバーカードを活用した住民票等コンビニ交付事業も同様であります。

4款衛生費ですが、ごみ処理施設管理運営費に関して、一言述べておきます。

新しいごみ処理施設が、令和2年4月から正式稼働し、1年目の決算でありますので、反対するものでありませんが、意見を述べておきたいと思えます。

この施設は、ストーク式24トン、2系列で、処理能力は、1日48トンの施設であります。建設に58億3,200万円、運営費は、20年間で79億7,040万円、合計138億240万円で、設計・施工・運営一括の契約がなされたものであります。

58億円という建設費で、20年のサイクルで更新する施設は、糸魚川市ではほかにはないと思えます。次回、ごみ処理施設を建設する際には、ほとんどの当事者がいなくなっていると思えますが、これまでの経験を生かし、炉だけ更新し、建物はそのまま使う方法、あるいは建設費が各段に安い処理方式等を次回当事者になる方たちが、過去を振り返り、同じ轍を踏まないよう熟議・検討されることを願うものであります。

説明では、稼働後1年間のごみの量は変わらないとのことですが、稼働前の説明では、ごみ減量、経費削減に取り組むとのことでありました。災害によるごみ量増もありますが、地球温暖化と様々な被害を考えれば、燃やすごみを増やさない取組強化が必要と考えるものであります。

7款商工費、シーサイドバレースキー場とシャルマン火打スキー場であります。先を見据えた取組がなされているとは言い難いと思えます。

管理運営事業費は、合併直後、平成18年度、2006年ですが、シーサイドバレースキー場は1,110万円、シャルマン火打スキー場は、グリーンメッセ能生を除いて約5,000万円で、合計約6,000万円、それが15年たった令和2年度では、シーサイドバレー1億円、シャルマン1億4,000万円、2つのスキー場を合わせて約2億4,000万円となっております。このほかにシーサイドバレーに対するコロナ対策の約3,500万円がありますが、それは入れない額であります。15年前の合併直後は、2つのスキー場の事業費が6,000万円、15年後、令和2年度、2020年には、事業費が4倍になっているということでもあります。

地球温暖化の中、スキー場は、年々営業が難しくなっていくのは分かっていることでもあります。今後、温暖化が進むにつれ、採算の合う営業期間がさらに短くなることにより、経営が一層厳しくなり、指定管理料が引き上げられ、施設の維持管理費がさらに増えていくことは、はっきりしております。市の所有する2つのスキー場に対する支出の限度額を定める必要があると思えますが、いつまでたっても対策が出てきません。

地域活性化は、自分たちで知恵を出し、汗をかき、金も出さなければうまくいかないのははっきりしていると思えます。補助金の切れ目が縁の切れ目となるのが、普通であります。抜本的対策を講じていくべきではないかと考えますが、そのような取組にはなっていないと言わざるを得ませんので、賛成できないものであります。

このほかに、えちご押上ひすい海岸駅周辺施設である新駅公衆トイレ整備工事に関わる官製談合事件で、6月定例会で官製談合事件の検証と再発防止を求める決議が出されております。市議会のコンプライアンス調査推進特別委員会でも調査されておりますが、これは令和2年度に起こったことであり、このような官製談合は絶対に許されないことであり、徹底説明する必要があることを述べまして、反対討論といたします。

○議長（松尾徹郎君）

次に、保坂 悟議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂議員。〔11番 保坂 悟君登壇〕

○11番（保坂 悟君）

公明党の保坂 悟でございます。

議案第59号、令和2年度糸魚川市一般会計歳入歳出決算認定について、賛成討論を行います。

令和2年度当初は、公明党が推進するSDGsの1人も取り残さないという理念の下、地域経済の振興につなげる試みと、持続可能な女性が輝くまちづくりが展開されると多いに期待しておりました。

ところが、全国的なコロナ感染の拡大により、予定された事業が軒並み中止になるなど、各担当課では、歯がゆい思いをされた年度となりました。

このような背景の中で、コロナウイルス感染対応事業では、公明党山口代表が、政府に直談判して、1人10万円の特別定額給付金41億9,816万8,000円を実現したことにより、ほかの事業と合わせて、事業費が53億8,888万6,000円となっております。

市では、緊急事業継続給付金や雇用調整助成金、休業協力金等の経済支援の対応など、初めてのことばかりで、市職員は問合せ等で大変苦勞されたと思っております。この場を借りて感謝申し上げるとともに、取組を評価しております。

次に、令和2年度で評価している主な事業であります。2款総務費では、行政改革推進事業の業務効率化外部診断の導入、e-市役所推進事業のRPA導入、大学生等地元定着促進新幹線通学応援事業の継続、あおり運転抑止となるドライブレコーダー設置促進事業の新設、不審者対策となる防犯カメラ設置補助金、大糸線などの維持のための鉄道利用促進事業、高齢者のお出かけに役立つ生活交通確保対策事業であります。

また、昨年11月に行政と市議会が連携し、女性議会を初めて開催いたしました。そして、今年4月の市議会議員選挙において3人の女性議員が誕生しており、そのうちの2名は女性議会出身となり、この取組を評価しております。

3款民生費では、権現荘を加えた老人いこいの家事業、共働きや独り親家庭の支援となる学童保育事業、不審者対策となる保育所等防犯カメラ整備事業の新設、ワンストップで相談できる子育て世代包括支援センター事業の拡充であります。

4款衛生費では、妊娠アシスト事業に産前産後ヘルパー派遣が加わり、不妊症及び不育症治療費助成とともに、出産の環境が拡充されました。新エネルギービジョン計画策定については、SDGsの推進となるため、評価しております。



7款商工費では、移動販売支援事業で拡充やS L くらひめ号整備事業では、トワイライトエクスプレス号の展示とともに、鉄道観光の拠点化が進みました。

8款土木費では、街路灯等設置事業では、地区要望分の照明のLED化が行われ、バリアフリーの環境整備推進事業による移動等円滑化促進方針でバリアフリーの推進がなされております。

9款消防費では、消防団の山岳とドローンの機能別消防隊の新設、遠隔地A E D普及事業、防災備蓄品の液体ミルクが継続されております。

10款教育費では、不審者対策として学校等防犯カメラ整備事業の新設、新規の中学生キャリア教育フェスティバル事業では、好評と伺っております。要望の強かった青海中学校の体育館の屋根の改修事業や校内道路の改修、また、自転車置場の照明設置により、安全面が向上されております。絵本ふれあい事業のブックスタートは、単なるプレゼントではなく、親子の触れ合い、子供たちの興味を膨らます機会の提供、時として親子の安否確認にも寄与しております。市民総合体育館の空調整備並びにトイレの洋式化は、災害時の避難所機能として配慮が感じられる施設整備となっております。

最後に、指定管理者へのリスク分担の説明については、決算審査特別委員会で集約されており、早急な改善を強く求めています。

ここで、1つ苦言を呈します。

公明党、保坂は、令和2年6月25日の定例会において、令和2年度糸魚川市一般会計補正予算(第4号)の賛成討論で、以下のことを述べております。

「特に、7款商工費、1項3目観光費、事業ナンバー72の柵口温泉権現荘管理運営事業(新型コロナ対応)の指定管理料3,000万円については、市民に誤解を与える結果となりました。(中略)」、「今定例会の行政答弁を確認のため、4点ほど列挙しておきます。1、指定管理料3,000万円の算出基準について、年度計画の月別売上予定額をやめ、今後は過去の実績額により算出すること。2、指定管理料3,000万円のうち、令和2年度末までにコロナ禍の影響分とそうでないものを区分して金額を算出し、市議会等に報告すること。3、コロナ対応の指定管理料については、今後の定例会や所管の委員会に経過報告をすること。また、市民から説明会の申入れがあったときには、速やかに説明会を開催すること。4、権現荘と同業である宿泊業者や飲食店等が、コロナ禍において力が出せるよう支援策を講じること。最後に、コロナ対応の指定管理料について、私から指摘しておきたいことは、能生町観光物産センターと、その50%株主の糸魚川市は、大変密接な関係であり、第三セクターという性格上、官の部分と民の部分を上手に使い分けております。しかし、このことが民間業者や市民から見ると、大変誤解されやすいものになります。そこで、今後は、権現荘の地域貢献度や会計について外部の目で評価し、その成果を市民に分かるように公開すべきと考えます。具体的には、会計の透明化、地域貢献事業の公表、市の施設として教育や福祉に特化した事業展開、災害時の避難所機能としての協力などを早々に検討することを要望し、私の賛成討論といたします。」としております。

行政は、この指摘を無視した結果、特別委員会の集約となっております。今後は、議員や議会からの指摘に対して謙虚になり、集約については、行政が自ら招いたこととして反省すべきものと強く申し上げます。

以上で、議案第59号、令和2年度糸魚川市一般会計歳入歳出決算認定についての賛成討論とい

たします。

議員各位におかれましては、賛成していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松尾徹郎君）

次に、古畑浩一議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。〔17番 古畑浩一君登壇〕

○17番（古畑浩一君）

古畑浩一であります。

令和2年度糸魚川市一般会計歳入歳出決算に対する反対討論を行わせていただきます。

2款総務費、1項3目運輸費、えちごトキめき鉄道新駅設置事業においては、糸魚川市を揺るがせた官製談合事件の舞台となった新駅トイレ建設が含まれており、市職の逮捕・起訴、そして実刑判決が下されており、不当な工事費の支出が明確なものとなっております。

入札談合は、企業間の競争が正しく行われていれば、より安く発注できた可能性があり、言うまでもなく不当な取引制限として禁止され、税金の無駄遣いにもつながり、公共のメリットを損なう非常に悪質な行為であり、ましてや官製談合など、もってのほかであります。

さらに裁判記録では、本件犯行により、落札率が99%を超えており、競争入札の公正が損なわれた程度は大きい。また、本件犯行は、被告人兩名の間で繰り返されてきた同様の行為の一環であり、常習性も認められるものであると断じております。

現在、議会におけるコンプライアンス調査推進特別委員会及び第三者委員会による調査も進められており、一連の官製談合、業者談合は、いまだ決着を見ておらず、未解決事案であります。第三者委員会でも、全国的に見ても100%、99%という高い落札率やその件数の多さは異常であると指摘され、また、入札価格が庁内担当課で、全ての職員が閲覧可能というセキュリティーの甘さも露見され、重大なる過失として管理責任を問われるものであります。

このように、本件以外にも市内管工業者と結託した違法入札、不当なる工事がなされている可能性は大きく、犯罪行為が立証された事案を含む令和2年度決算は、到底認定などできるわけではなく、議会においても認定されるべきではないことを、議員諸兄においても肝に銘じていただきたいのであります。本件の及ぼした市民への信頼の失墜は大きく、多くの市民より抗議、怒りの声が届けられており、より厳しい態度で挑まなければ、信用回復など程遠いものであると痛感しております。

これは行政責任のみならず、予算を認めてきた議会の行政監視の甘さも指摘されており、議会もまた大きく信用を失墜しております。決算認定に当たり、市長与党であるとか、自民党派閥であるとか、政治判断だけで可否を判断するようなことがあれば、議会に対する信用失墜は、さらに大きいものになるということは、火を見るよりも明らかであります。

決算審査特別委員会では、賛成多数で認定されておりますが、決算審査が軽んじられているとも言えます。本議会での採決においては、議員の良識と責任において、この1点だけでも断固否定することを強く望むものであります。

次に、7款商工観光費、1項2目柵口温泉権現荘管理運営事業においては、指定管理者の能生町観光物産センターへ、コロナ対策費としてリスク分担の名の下に3,545万9,000円が支出さ

れておりますが、他の指定管理者、民間への救済措置と比べても桁違いの金額となっており、官民格差に不満が生じております。コロナ禍の不況を受けて、倒産、廃業、休業や経営危機に陥る民間の苦悩を考えれば、当然の憤りと考えます。

また、昨年度の議会説明では、6月の補正予算において3,000万円が、4月、5月、6月分の補填であるとされていたものが、今回の説明では、年間トータルでの補填であると変わっており、さらに支給時期が一括ではなく、月ごとに支給されており、それも一定額ではありません。議会説明と違う予算執行は、それだけでも大問題であります。

さらに、能生町観光物産センターには、ほかにも国・県などから2,000万円ほどのコロナ関連の給付を受けており、支給時期によっては、不正受給の疑いもあり、さらなる調査が必要と思われます。

そもそも権現荘の運営については、民間への完全移譲の方針が示されたものを、市長の突然の方針転換で、特別随意契約なるもので能生町観光物産センターによる指定管理が決定されたものであります。条件として、今後は赤字補填を行わないとする付帯条件も制定されました。この方針転換については、決算審査において、市長が自らの責任であると認めたものであります。

また、固定資産税の免除4億円のリニューアル費用も、返済の必要もなく、黒字の場合は収益の半分を糸魚川市に納めるという規約さえ撤廃され、糸魚川市民には何らメリットのない施設となっております。同業者からは、不当競走を招き、民業の圧迫として非難されてきた物件でもあります。

地域に根差し、地域にとってなくてはならないという施設は、民間施設と言えども同様であり、手を替え品を替え、赤字補填を続ける。こうした指定管理の在り方も、今後、検討されるべきであります。

次に、4款衛生費、3項2目の旧ごみ処理施設解体工事発注支援業務委託料は、予算額1,453万円に対し、入札率が50%台とダンピングが疑われる数字となっております。最低価格が設定されておらず、業者の入札額に違法性がないとすれば、今後は積算根拠に疑念が生じるものであり、その正当性の実証に、行政及びコンサルタント会社は、しっかりとした説明責任を果たすべきであります。

次に、2款総務費、1項2目、庁舎改修工事においては、新潟県警より官製談合が疑われた庁舎トイレ改修工事が、依然着工されておらず、疑念が晴れていないのか。やるのか、やらないのか、曖昧なままであることも問題であります。疑惑に対する調査結果を明確にし、問題があるなら中止、ないなら事業執行すべきであります。

以上の理由により、本決算認定に反対するものでありますが、ほかの案件に対しても、決算審査特別委員会である申し上げましたとおり、見直すべき事業もあり、今後の予算編成に反映していただきたいものであります。

最後に、くれぐれも申し上げますが、決算認定は、否決されたからといって、すぐに何かが変わるものではありませんが、言わば行政に対する通信簿であり、次年度の予算編成などへの大きな影響力を持ちます。逆に、議会が認めれば、行政執行上の前例となり、今後も同様な事業が認められることとなるのです。

であるからこそ、今回のような官製談合が含まれる決算を認めることは、犯罪行為を容認することとなります。賛成討論で、いかなる賛成理由を述べても、議会の責任において、決して認定はし

てはならない決算であります。

市長の顔色を見て判断することなく、市民の代表として、会派や党利党略にとらわれることなく、個々の議員が自らの責任において、恥ずかしくない判断をすることを強く訴えて、反対討論を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

以上で、通告による討論は終わりました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原議員。

○議長（松尾徹郎君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより、採決に入ります。

議案第59号、令和2年度糸魚川市一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長報告は、認定であります。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（松尾徹郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第60号、令和2年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

を採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第61号、令和2年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第62号、令和2年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第63号、令和2年度糸魚川市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第64号、令和2年度糸魚川市有線テレビ事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第65号、令和2年度糸魚川市学校給食特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第66号、令和2年度糸魚川市集合支払特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第67号、令和2年度糸魚川市ガス事業会計決算認定及び利益の処分についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定及び可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定及び可決することに決しました。

次に、議案第68号、令和2年度糸魚川市水道事業会計決算認定及び利益の処分についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定及び可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定及び可決することに決しました。

次に、議案第69号、令和2年度糸魚川市簡易水道事業会計決算認定についてを採決いたします。本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第70号、令和2年度糸魚川市下水道事業会計決算認定及び利益の処分についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり認定及び可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定及び可決することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

再開を2時半といたします。

〈午後2時16分休憩〉

〈午後2時30分開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第9．議案第85号

○議長（松尾徹郎君）

日程第9、議案第85号、監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、宮島 宏議員の退席を求めます。

〔14番 宮島 宏君退席〕

○議長（松尾徹郎君）

提案理由の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明を申し上げます。

議案第85号は、監査委員の選任についてでありまして、監査委員の中村 実さんが、令和3年9月21日をもって辞職されたことから、新たに宮島 宏さんを選任いたしたく、議会のご同意をいただきたいものであります。

以上であります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（松尾徹郎君）

お諮りいたします。

ただいま説明のあった本案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会付託を省略することに決しました。

これより説明に対する質疑に入ります。

本案の質疑は、1人15分以内とさせていただきます。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第85号、監査委員の選任について、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認め、本案については、これに同意することに決しました。

宮島 宏議員の退場を解きます。

〔14番 宮島 宏君着席〕

日程第10．発議第6号

○議長（松尾徹郎君）

日程第10、発議第6号、出産育児一時金の増額を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保坂 悟議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂議員。〔11番 保坂 悟君登壇〕

○11番（保坂 悟君）

公明党の保坂 悟でございます。

発議第6号、出産育児一時金の増額を求める意見書について、提案理由を述べます。

意見書の文案を読み、説明といたします。

厚生労働省によると2019年度の出産費用が正常分娩の場合、全国平均額は約46万円で、室料差額等を含む費用の全国平均額は約52万4,000円となっております。出産に係る費用は年々増加し、費用が高い都市部では、現在の42万円の出産育児一時金の支給額では賄えない状況になっており、平均額が約62万円と最も高い東京都では、現状、出産する人が約20万円を持ち出している計算となります。

国は、2009年10月から出産育児一時金を原則42万円に増額し、2011年度にそれを恒久化、2015年度には一時金に含まれる産科医療補償制度掛金分3万円を1.6万円に引き下げ、本来分39万円を40.4万円に引き上げました。2022年1月以降の分娩から産科医療補償制度掛金を1.2万円に引き下げ、本人の受取額を4,000円増やすとともに、医療機関から費用の詳しいデータを収集し、実態を把握した上で増額に向けて検討することとしています。

一方、令和元年の出生数は86万5,234人で、前年に比べ5万3,166人減少し、過去最少となりました。少子化克服に向け、安心して子供を産み育てられる環境を整えるためには、子供の成長に応じた、きめ細かな支援を重ねていくことが重要であり、一時金はその大事な一手であると考えられます。



少子化対策は、我が国の重要課題の一つにほかならず、子育てのスタート期に当たる出産時の経済的な支援策を強化することは欠かせません。

よって、政府に対し、現在の負担に見合う形に出産育児一時金を引き上げることを強く求めます。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣としております。

最後に、糸魚川市民のみならず、全国におられる糸魚川市出身の方々が、どこにおられても安心して出産に臨める環境整備が必要と考えますので、ご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上で、説明を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより発議第6号、出産育児一時金の増額を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第11．発議第7号

○議長（松尾徹郎君）

日程第11、発議第7号、豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

田原 実議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原議員。〔18番 田原 実君登壇〕

○18番（田原 実君）

それでは、発議第7号の説明を行ないます。

皆様のお手元に配付されてありますとおり、提案理由の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書。

糸魚川市議会会議規則第14条の規定により、提出します。

豪雪地帯対策については、これまで、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法や豪雪法に基づく特例措置等により、往時に比べ冬期間の生活環境は大幅に改善されてきたところであるが、近年、少子高齢化の進展や空き家の増加等による地域の克雪力の低下に加え、気候変動の影響による雪の降り方の変化に直面している。

特に、令和2年度の豪雪では、短期集中的な降雪の影響により、要援護者世帯の除排雪の遅れや空き家の倒壊が生じ、さらには雪下ろし等除雪作業に伴い、高齢者を中心に多数の死傷者が発生するなど、多くの課題が明らかになった。

このように、豪雪地帯を取り巻く状況が変化する中で、住民の安全・安心を確保していくためには、これまでの国による支援措置に加え、豪雪地帯における様々な課題への迅速な対応を可能とする支援策が必要である。

よって、国会並びに政府におかれては、特別豪雪地帯における基幹道路の整備及び公立小中学校等の施設等の整備を促進するため、豪雪法第14条及び第15条の特例措置について10か年の延長を講ずるとともに、豪雪地帯の住民の安全・安心な生活を確保するために、雪処理の担い手確保など豪雪地帯特有の課題に対して、交付金や基金等により柔軟に対応できる財政支援制度を創設するなど、総合的な対策を実施するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣様。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより発議第7号、豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第12．発議第8号

○議長（松尾徹郎君）

日程第12、発議第8号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田中立一議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中議員。〔12番 田中立一君登壇〕

○12番（田中立一君）

これより、発議第8号について、意見書を読み上げ、提案理由といたします。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。

新型コロナウイルス感染症の蔓延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など、将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められる。

その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれる。

よって、国においては、令和4年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

1、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が毎年度増大している現状を踏まえ、他の

地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。

2、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じた措置は、本来、国庫補助金などにより国の責任において対応すべきものである。よって、現行の特例措置は今回限りとし、期限の到来をもって確実に終了すること。

3、令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長は断じて行わないこと。

5、炭素に係る税を創設または拡充する場合には、その一部を地方税または地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、経済再生担当大臣に意見書を提出いたします。

以上であります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより発議第8号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

### 日程第13. 議員派遣について

#### ○議長（松尾徹郎君）

日程第13、議員派遣についてを議題といたします。

上越三市議会議員合同研修会に会議規則第167条第1項の規定により、18人の議員全員を派遣いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、18人の議員全員を派遣することに決しました。

なお、日程等につきましては、後日、通知いたします。

### 日程第14. 閉会中の継続調査について

#### ○議長（松尾徹郎君）

日程第14、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

総務文教常任委員長、建設産業常任委員長、市民厚生常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付してあります申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上で、本定例会の全日程が終了いたしました。

閉会に当たり、米田市長から発言を求められておりますので、この際、これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

#### ○市長（米田 徹君）

令和3年第4回市議会定例会閉会に当たり、お礼を兼ねまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る8月30日から本日までの長期間にわたり、決算審査をはじめ、多数の重要案件につきまして、慎重なご審議をいただきましたことに対して、厚くお礼を申し上げます。

さて、この機会に2点について、ご報告申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症について、ご報告申し上げます。

既に県から発表されておりますが、16日をもって県の特別警報が解除され、警報に切り替わりました。

9月21日現在の市内感染者数は、58件であります。

また、ワクチン接種の状況ですが、9月20日現在、65歳以上の高齢者の接種については、2回目接種完了が92.7%であり、12歳以上の対象者全体では、1回目が84.4%、2回目が65.7%であります。

なお、追加提案させていただいた経済対策についてですが、所管の建設産業常任委員会でご審議いただいた後、申請の準備手続を進め、事業継続給付金については、去る15日から申請の受付を開始し、今月28日には最初の振込みを行う予定であります。

また、感染拡大防止協力金については、商工会議所において、昨日から申請相談会場を設け、本日から申請受付をいたしております。今月30日には最初の振込みを行う予定であります。

最後に、キャリアフェスティバルいといがわ2021について、ご報告申し上げます。

市内4中学校の3年生を対象として昨年度初めて実施いたしましたところではありますが、今年、10月8日に市民総合体育館において、「生徒も大人も楽しく語る」をコンセプトに、糸魚川で働き、暮らす、大人の想いを伝える対話をする中で、自分と地域の未来を考える場として開催する予定といたしております。

市内の52事業者からご参加いただき、事業所ブースのほか、新たにU・Iターン者とのトークディスカッションを行うコーナーなども設ける予定といたしております。コロナ禍での開催となることから、独自のガイドラインに基づき感染症対策も十分に講じた上で、安全に配慮して実施してまいります。

以上、2点について、ご報告申し上げます。

議員各位をはじめ市民の皆様から、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、令和3年12月市議会定例会の招集日を、11月29日、月曜日とさせていただきたい予定であることをご報告申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（松尾徹郎君）

これもちまして、令和3年第4回糸魚川市議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたり、大変ご苦労さまでした。

〈午後2時55分閉会〉

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員